

伊是名村定住促進住宅建設工事（内花区）

図面目録

図 面 リ ス ト								
図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
SP-01	特記仕様書(1)	——	SP-01	構造設計標準仕様書	——			
SP-02	特記仕様書(2)	——	SP-02	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	——			
SP-03	特記仕様書(3)	——	SP-03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	——			
SP-04	特記仕様書(4)	——						
		——	S-1	基礎、R階梁伏せ図	1：100			
			S-2	梁、壁リスト	1：100			
A-1	案内図・配置図、求積図	1：200	S-3	軸組図	1：50			
A-2	仕上げ表	——						
A-3	平面図	1：100						
A-4	立面図	1：100						
A-5	断面図、矩計図	1：50 1：100						
A-6	平面詳細図	1：50						
A-7	R階平面詳細図	1：50						
A-8	金属製、木製建具表	1：60						
A-9	展開図	1：60						
A-10	天井伏せ図	1：50						
A-11	各外部詳細図	1：20						
A-12	シャワー・UN詳細図	1：20						
A-13	流し台、ガス台、洗面台詳細図	1：20						
A-14	外構図-1	1：200						
A-15	外構図-2	1：100						
A-16	外構図-3	1：20						
A-17	外構図-4	1：200						

令和2年度
伊是名村役場

建築工事特記仕様書「建築工事編」沖縄県土木建築部

令和2年2月改定版

1 工事概要

(1) 工事名：伊是名村定住推進住宅(内花)建設工事(R2)

(2) 工事場所：伊是名村字内花

(3) 敷地面積：656.37 m²

(4) 工事種目：新築

ア 建築物

建築物の名称	伊是名村定住推進住宅建設工事(内花)		
主要用途	長屋		
構造及び階数	壁式コンクリート造 1階		
工事種別	新築		
建築面積	107.44m ²	m ²	m ²
延べ面積	89.43m ²	m ²	m ²
イ 工作物及び立木			
工作物等の名称			
数量			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和2年3 月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築工事仕様

(1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版](以下「標準仕様書」という。))による。

(2) 特記仕様

ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。

「・」に○印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。

「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。

ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考図の当該項目を示す。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。))は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等の過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に入りすることがないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

章

1 一般共通事項

① 適用基準等

◎ 建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

◎ 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

◎ 敷地調査共通仕様書(平成27年10月)国土交通省・国営整第183号

◎ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和元年版)(一社)公共建築協会

◎ 営繕工事写真撮影要領(平成31年版)

◎ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部

◎ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用にに関する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部

◎ 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土木建築部

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。

工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・ 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。

(1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。

なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。

(2) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。

(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要とする。

(4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとする。

(5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の始期に提出するものとする。

(6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。

(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。

(8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。

⑥ 品質計画等(1.2.2)

建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。

(1) 風速・V0＝46m/s (平成12建告第1454号第2)

(2) 地表面粗度区分：Ⅲ

(8.4.3)(8.5.3)(9.4.4)(10.5.3)(13.2.3)(13.3.3)(13.4.3)(14.7.3)(16.14.5)(23.5.4)

(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

(2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。

(3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。

8 電気保安技術者(1.3.3)

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。

⑨ 施工条件(1.3.5)

施工順序等の制約 ・ 無し

・ 有り【 ・ 現場説明書による ・ 図示 ・ 工事車両の駐車場所 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ 資材、機材置場 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ 建設発生土の仮置場 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・ その他の施工条件 ・ 図示 ・ 現場説明書による ・

1 一般共通事項 へ続き	⑬ 主任技術者・監理技術者	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 イ 検査終了後の期間 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。	18 化学物質の濃度測定（1.5.9）	(1) 測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号 平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（15ス学健第11号 平成15年7月4日） <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 ※作成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。 (3) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。	測定対象室	測定箇所数	備考				② 仮設工事	① 工事用水 ② 工事用電力 ③ 環境対策について ④ 足場その他（2.2.4） 5 監督員事務所（2.3.1）	構内既存の施設：【 ◎ 利用不可 ・利用できる（・有償 ・無償）】 構内既存の施設：【 ◎ 利用不可 ・利用できる（・有償 ・無償）】 (1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。 ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 <table><tr><td>規模（㎡）</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>仕上げ 内壁・天井</td><td></td></tr><tr><td>屋根</td><td></td></tr><tr><td>備品の種類及び数量</td><td></td></tr></table>	規模（㎡）		床		仕上げ 内壁・天井		屋根		備品の種類及び数量		③ 継手及び定着（5.3.4） ④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（5.3.5） ⑤ 各部配筋（5.3.7） 6 機械式継手	(1) 継手の種類等 <table><tr><td>施工部位</td><td>継手の種類</td><td>備考（重ね継手の長さ等）</td></tr><tr><td>図示による</td><td></td><td></td></tr></table> (2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所にはける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。 (3) 鉄筋の定着長さ【※図示による。 ・ 】 (1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ： (2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ： (3) 機械式継手及び溶接継手の場合のあきの寸法： <table><tr><td>施工箇所</td><td>配筋の方法</td><td>その他特記すべき事項</td></tr><tr><td></td><td>【 ・（参－ ）による。 ・◎図示 】</td><td></td></tr><tr><td></td><td>【 ・（参－ ）による。 ・図示 】</td><td></td></tr></table> 機械式継手の種類： ・ 図示 ・	施工部位	継手の種類	備考（重ね継手の長さ等）	図示による			施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項		【 ・（参－ ）による。 ・◎図示 】			【 ・（参－ ）による。 ・図示 】																																				
	測定対象室	測定箇所数	備考																																																																								
規模（㎡）																																																																											
床																																																																											
仕上げ 内壁・天井																																																																											
屋根																																																																											
備品の種類及び数量																																																																											
施工部位	継手の種類	備考（重ね継手の長さ等）																																																																									
図示による																																																																											
施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項																																																																									
	【 ・（参－ ）による。 ・◎図示 】																																																																										
	【 ・（参－ ）による。 ・図示 】																																																																										
⑭ 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。 ・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ◎ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	②0 設計図CADデータの貸与	(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）	③ 土工工事	① 埋戻し及び盛土（3.2.3）（表3.2.1） 2 山留めの撤去（3.3.3） 山留めの存置：【 ・撤去 ・存置 】	埋戻し及び盛土の種類：【 ・A種 ・◎B種 ・C種 ・D種】 山留めの存置：【 ・撤去 ・存置 】	⑤ コンクリート工事	① コンクリートの強度 <table><tr><td>気乾単位容積質量による種類</td><td>類別等</td><td>設計基準強度（F_c）</td><td>施工部位</td></tr><tr><td>◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類</td><td></td><td>180</td><td>ステコンクリート</td></tr><tr><td>◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類</td><td></td><td>210</td><td>土間・外構基礎</td></tr><tr><td>◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類</td><td></td><td>210+3+3</td><td>基礎 躯体</td></tr></table> （6.2.1）（6.2.2）（6.2.3）（6.10.1）（6.13.1）（6.14.1）（6.15.1） ② コンクリートの材料 (1) セメントの種類 【※普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種 ・ 】 (2) フライアッシュセメントB種の適用箇所：【 ・ 図示 ・ 】 (3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分：※A ・ B （6.3.1） 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。	気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度（F _c ）	施工部位	◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類		180	ステコンクリート	◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類		210	土間・外構基礎	◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類		210+3+3	基礎 躯体																																																			
	気乾単位容積質量による種類	類別等	設計基準強度（F _c ）	施工部位																																																																							
	◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類		180	ステコンクリート																																																																							
◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類		210	土間・外構基礎																																																																								
◎ 普通コンクリート ※Ⅰ類 ・ 軽量コンクリート ・Ⅱ類		210+3+3	基礎 躯体																																																																								
⑮ 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【 ・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 ・請負業者賠償責任保険・瑕疵担保責任】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一ヶ月以内に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。	21 情報共有システム	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。	④ 地業工事	2 杭地業 <table><tr><td>載荷試験の種類</td><td>試験の方法</td><td>試験の位置</td><td>載荷荷重</td><td>報告書の記載事項</td></tr><tr><td>杭</td><td>・水平試験・図示 ・鉛直試験・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td></tr><tr><td>地盤</td><td>◎平板載荷試験・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td></tr></table> (1) 杭地業の種類と工法（4.3.1）（4.4.4）（4.5.1） <table><tr><td>杭地業の種類</td><td>工法</td></tr><tr><td>・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業</td><td>・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（ ）工法 ・図示</td></tr></table> (2) 杭の寸法等（4.2.2）（4.3.3）（4.4.3）（4.5.4） <table><tr><td></td><td>杭径</td><td>杭長（m）</td><td>種類</td><td>継手数</td><td>先端部の形状</td><td>備考</td></tr><tr><td>試験杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>位置は図示による</td></tr><tr><td>本杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 杭の品質等（4.3.4）～（4.3.8）（4.4.4）～（4.4.6） <table><tr><td>設計支持力</td><td>推定支持力の算定方法</td><td>水平方向のずれ精度</td><td>継手工法</td><td>杭頭の処理</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (4) 支持層（4.3.4）（4.3.5）（4.5.5）（4.5.6） <table><tr><td>支持層の位置</td><td>支持層の種類</td><td>支持層への掘削深さ</td><td>支持層への根入れ深さ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (5) 場所打ちコンクリートにおける材料等（4.5.4） ア 鉄筋 <table><tr><td>帯筋</td><td>鉄筋の最小かぶり厚さ</td><td>備考</td></tr><tr><td>【 ・（参－2.2） ・ 図示 】</td><td></td><td></td></tr></table> イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート <table><tr><td>設計基準強度</td><td>種別</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項	杭	・水平試験・図示 ・鉛直試験・	・図示・	・図示・	・図示・	地盤	◎平板載荷試験・	・図示・	・図示・	・図示・	杭地業の種類	工法	・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（ ）工法 ・図示		杭径	杭長（m）	種類	継手数	先端部の形状	備考	試験杭						位置は図示による	本杭							設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理						支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ					帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考	【 ・（参－2.2） ・ 図示 】			設計基準強度	種別	備考			
	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項																																																																						
	杭	・水平試験・図示 ・鉛直試験・	・図示・	・図示・	・図示・																																																																						
地盤	◎平板載荷試験・	・図示・	・図示・	・図示・																																																																							
杭地業の種類	工法																																																																										
・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（ ）工法 ・図示																																																																										
	杭径	杭長（m）	種類	継手数	先端部の形状	備考																																																																					
試験杭						位置は図示による																																																																					
本杭																																																																											
設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理																																																																							
支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ																																																																								
帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考																																																																									
【 ・（参－2.2） ・ 図示 】																																																																											
設計基準強度	種別	備考																																																																									
⑯ ゆいくる材について	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。		(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）	④ 地業工事	2 杭地業 <table><tr><td>載荷試験の種類</td><td>試験の方法</td><td>試験の位置</td><td>載荷荷重</td><td>報告書の記載事項</td></tr><tr><td>杭</td><td>・水平試験・図示 ・鉛直試験・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td></tr><tr><td>地盤</td><td>◎平板載荷試験・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td><td>・図示・</td></tr></table> (1) 杭地業の種類と工法（4.3.1）（4.4.4）（4.5.1） <table><tr><td>杭地業の種類</td><td>工法</td></tr><tr><td>・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業</td><td>・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（ ）工法 ・図示</td></tr></table> (2) 杭の寸法等（4.2.2）（4.3.3）（4.4.3）（4.5.4） <table><tr><td></td><td>杭径</td><td>杭長（m）</td><td>種類</td><td>継手数</td><td>先端部の形状</td><td>備考</td></tr><tr><td>試験杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>位置は図示による</td></tr><tr><td>本杭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (3) 杭の品質等（4.3.4）～（4.3.8）（4.4.4）～（4.4.6） <table><tr><td>設計支持力</td><td>推定支持力の算定方法</td><td>水平方向のずれ精度</td><td>継手工法</td><td>杭頭の処理</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (4) 支持層（4.3.4）（4.3.5）（4.5.5）（4.5.6） <table><tr><td>支持層の位置</td><td>支持層の種類</td><td>支持層への掘削深さ</td><td>支持層への根入れ深さ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (5) 場所打ちコンクリートにおける材料等（4.5.4） ア 鉄筋 <table><tr><td>帯筋</td><td>鉄筋の最小かぶり厚さ</td><td>備考</td></tr><tr><td>【 ・（参－2.2） ・ 図示 】</td><td></td><td></td></tr></table> イ セメントの種類 【 ・普通ポルトランドセメント ・図示 】 ウ コンクリート <table><tr><td>設計基準強度</td><td>種別</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項	杭	・水平試験・図示 ・鉛直試験・	・図示・	・図示・	・図示・	地盤	◎平板載荷試験・	・図示・	・図示・	・図示・	杭地業の種類	工法	・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（ ）工法 ・図示		杭径	杭長（m）	種類	継手数	先端部の形状	備考	試験杭						位置は図示による	本杭							設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理						支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ					帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考	【 ・（参－2.2） ・ 図示 】			設計基準強度	種別	備考			
	載荷試験の種類	試験の方法	試験の位置	載荷荷重	報告書の記載事項																																																																						
	杭	・水平試験・図示 ・鉛直試験・	・図示・	・図示・	・図示・																																																																						
地盤	◎平板載荷試験・	・図示・	・図示・	・図示・																																																																							
杭地業の種類	工法																																																																										
・既製コンクリート杭地業 ・鋼杭地業 ・場所打ちコンクリート杭地業	・セメントミルク工法 ・特定埋設杭工法 ・アースドリル工法 ・（ ）工法 ・図示																																																																										
	杭径	杭長（m）	種類	継手数	先端部の形状	備考																																																																					
試験杭						位置は図示による																																																																					
本杭																																																																											
設計支持力	推定支持力の算定方法	水平方向のずれ精度	継手工法	杭頭の処理																																																																							
支持層の位置	支持層の種類	支持層への掘削深さ	支持層への根入れ深さ																																																																								
帯筋	鉄筋の最小かぶり厚さ	備考																																																																									
【 ・（参－2.2） ・ 図示 】																																																																											
設計基準強度	種別	備考																																																																									
⑰ 技能士（1.5.2）	<table><tr><td>適用工事種別</td><td>技能検定作業</td></tr><tr><td>仮設工事</td><td></td></tr><tr><td>鉄筋工事</td><td></td></tr><tr><td>コンクリート工事</td><td></td></tr><tr><td>左官・防水工事</td><td></td></tr><tr><td>タイル・木・塗装工事</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	適用工事種別	技能検定作業	仮設工事		鉄筋工事		コンクリート工事		左官・防水工事		タイル・木・塗装工事					(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）	⑤ 鉄筋工事	① 鉄筋（5.2.1） <table><tr><td>種類の記号</td><td>呼び名（mm）</td><td>備考</td></tr><tr><td>SD295</td><td>D10～D16</td><td></td></tr><tr><td>SD345</td><td>D19</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>網目の形状</td><td>寸法</td><td>鉄線の経</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	呼び名（mm）	備考	SD295	D10～D16		SD345	D19		網目の形状	寸法	鉄線の経	備考																																											
	適用工事種別	技能検定作業																																																																									
	仮設工事																																																																										
鉄筋工事																																																																											
コンクリート工事																																																																											
左官・防水工事																																																																											
タイル・木・塗装工事																																																																											
種類の記号	呼び名（mm）	備考																																																																									
SD295	D10～D16																																																																										
SD345	D19																																																																										
網目の形状	寸法	鉄線の経	備考																																																																								
			(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）	⑤ 鉄筋工事	② 溶接金網（5.2.2） <table><tr><td>種類の記号</td><td>呼び名（mm）</td><td>備考</td></tr><tr><td>SD295</td><td>D10～D16</td><td></td></tr><tr><td>SD345</td><td>D19</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>網目の形状</td><td>寸法</td><td>鉄線の経</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	呼び名（mm）	備考	SD295	D10～D16		SD345	D19		網目の形状	寸法	鉄線の経	備考																																																									
	種類の記号	呼び名（mm）	備考																																																																								
	SD295	D10～D16																																																																									
SD345	D19																																																																										
網目の形状	寸法	鉄線の経	備考																																																																								
			(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10 【推奨ブラウザ】：Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）	⑤ 鉄筋工事	② 溶接金網（5.2.2） <table><tr><td>種類の記号</td><td>呼び名（mm）</td><td>備考</td></tr><tr><td>SD295</td><td>D10～D16</td><td></td></tr><tr><td>SD345</td><td>D19</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>網目の形状</td><td>寸法</td><td>鉄線の経</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	呼び名（mm）	備考	SD295	D10～D16		SD345	D19		網目の形状	寸法	鉄線の経	備考																																																									
種類の記号	呼び名（mm）	備考																																																																									
SD295	D10～D16																																																																										
SD345	D19																																																																										
網目の形状	寸法	鉄線の経	備考																																																																								

工事名称	伊是名村定住推進住宅建設工事（内花区	工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名村内花地内	図面名称	建築工事特記仕様書（その2）
発注機関	伊是名村	縮 尺	
摘 要		図面番号	SP-2
検 印	管理建築士	設 計	製 図
	設計者	名 称（有 ）	大 友 設 計
		資格者氏名	大 城 保 広
		登録番号	189-1851
		所在地	浦 添 市 内 間 1-7-2

⑮
左官工事
へ続き

5 仕上塗材仕上げ(15.6.2)
(表15.6.1)

6 マスチック塗料塗り(表15.7.2)

7 せっこうプラスタ―塗り(15.8.2)(15.8.3)

8 しっくい塗り(15.10.2)

9 ロックウール吹付け(15.12.3)

種類

呼び名

仕上の形状・工法等

工程

種別

塗料その他

(1) 下塗り及び巾塗りに用いるせっこうプラスタ― ・既調合プaster（下塗り用） ・現場調合プaster（下塗り用）
(2) 上塗り： ・既調合プaster（上塗り用） ・しっくい塗り

(1) しっくい： ・現場調合材料 ・既調合材料()

仕上げ厚さ：

⑯
建具工事

1 防火戸等(16.1.3)(16.1.6)

2 見本の製作等(16.1.4)

③ アルミニウム製建具(16.2.2)(16.2.4)(16.2.5)(表14.2.1)(表16.2.1)

4 樹脂製建具(16.3.2)(16.3.3)(16.3.4)(16.3.5)(表16.3.1)(表16.3.2)(表16.3.3)(表16.3.4)

5 鋼製建具(16.4.2)

6 鋼製軽量建具(16.5.2)(16.5.3)(表16.2.1)

7 ステンレス製建具(16.6.2)(16.6.3)

⑧ 木製建具(16.7.2)(16.7.4)

⑨ 建具用金物(16.8.2)(16.8.3)(表16.8.1)

(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。
(2) 防犯建物部品の適用は、図示による。

(1) 建具見本の製作：【 ・行う ・行わない】
(2) 特殊な建具の仮組：【 ・実施する ・実施しない】

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所
	S-7	A-4	W-5	70・100	

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			
・耐震ドアセット			

(3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類
種別：Bー1
複合皮膜の種類：【 ・A1 ・A2】(JIS H 8602)
(4) 結露水の処理方法：
(5) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・防音ドアセット			
・断熱ドアセット			

(3) 表面色：
(4) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。
(5) ガラス： ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス ・

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) 鋼板の種類：【 ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3317】

(1) 建具の性能等

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み寸法	施工箇所

(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級

ドアセット等の種類	施工箇所	等級	備考
・簡易気密型ドアセット			

(3) ビニル被覆鋼板：【 ・使用する ・使用しない】
(4) カラー鋼板の適用：【 ・使用する ・使用しない】

(1) 建具の性能等

施工箇所	気密性	水密性	耐風圧性	備考(材料等)

(2) 表面仕上げ：【※HL ・パイプレーション ・鏡面 ・ 】

(1) かまち戸かまちの樹種： 、鏡板の樹種：
(2) ふすま上張りの種類： 、縁の仕上げ：

(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法

形式	金物の種類	見え掛け部の材質	備考

(2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。

⑩ 鍵(16.8.4)

11 自動ドア開閉装置(16.9.3)
(表16.9.4)

12 シャッター(16.11.2)(16.12.2)(16.12.4)

13 オーバーヘッドドア(16.13.2)

⑭ ガラス(16.14.2)(16.14.4)(16.14.5)

(1) マスターキー：【 ・製作する ◎ 製作しない】
(2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。

(1) 戸の開閉方法：【 ・引戸 ・開き戸 ・折戸】
(2) センサーの種類：

(1) シャッターの種類：【 ・重量() ・軽量】
(2) 耐風圧強度：
(3) 開閉機能：【 ・手動式 ・電動式】
(4) 重量シャッターの場合のシャッターケース：【 ・設ける ・設けない】
(5) スラットの形式：【 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形】

(1) 耐風圧性能の区分：
(2) 開閉機能：【※パラנס式 ・チェーン式 ・電動式】
(3) 収納形式による区分：

(1) ガラスの種類及び厚さ等

ガラスの種類	厚さ等	備考
図示	図示	

(2) ガラス留め材

建具の種類	材種
シーリング	

(3) 熱線反射ガラスの映像調整：
(4) ガラスブロックの材料及び工法

表面形状	呼び寸法	厚さ	壁用金属枠	補強材	色	金属製化粧カバー

17 カーテンウォール工事
(17.2.2)(17.2.3)(17.2.6)(17.3.2)(17.3.3)(17.3.6)

⑱ 塗装工事
1 塗装の種類及び種別(18.1.7)(18.2.2)～(18.13.2)
2 保証
(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。
(2) 保証期間は、工事完成後【 3】年間とする。

⑲ 内装工事
1 ビニル床シート等(19.2.2)(19.2.3)
(1) ビニル床シートの材料及び工法

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ	熱溶接工法の適用
				・有り ・無し ・有り ・無し

(2) ビニル床タイル、ゴム床タイル

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

(3) 特殊機能床材の適用：
【 ・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル】

施工箇所	種類(・形状)	厚さ等

施工箇所	カーペットの種類・種別	厚さ	パイル形状等	工法
				・グリッパ― ・全面接着 ・グリッパ― ・全面接着

(1) 帯電性の適用【 ・有り ・無し】
(2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。

エポキシ樹脂系塗床の仕上の種類：

23 合成樹脂塗床(19.4.3)

④ フローリング張り(19.5.2)(19.5.3)
5 フローリングボードの特長張り

6 畳敷き(19.6.2)

⑦ せっこうボード、その他ボード及び合板張り(19.7.2)(19.7.3)(表19.7.5)

⑧ 壁紙張り(19.8.2)
9 断熱及び防露(19.9.2)(19.9.3)

施工箇所

工法

品名

備考(樹種、種別等)

体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。

(1) 畳の種別【 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別：)】
(2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。

(1) せっこうボード規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 図示
(2) 合板の種類合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※図示(Aー)による。
※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第12章第3項及び第4項を適用する。
(3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材：【 ・ 】品質及び防火性能：【 】断熱材の種類及び厚さ：【 】

品質及び防火性能：【 】断熱材の種類及び厚さ：【 】

⑩ ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア(20.2.2)

2 可動間仕切(20.2.3)

3 移動間仕切(20.2.4)

4 トイレブース(20.2.5)

5 階段滑り止め(20.2.6)

6 ブラインド(20.2.12)

7 ロールスクリーン(20.2.13)

8 カーテン(20.2.14)

9 間知石及びコンクリート間知ブロック積み(20.4.2)(20.4.3)

10 くつふきマット

⑪ 流し台ユニット

⑫ 排水工事

1 排水管(21.2.1)

2 側塊、排水枡等(21.2.2)

材種	管の種類	呼び径	備考
図示			

形状	寸法	備考

(2) 排水枡

種類	適用荷重	備考
図示		

工事名称伊是名村定住推進住宅建設工事(内花区)工事年度令和 2 年度
工事場所伊是名村内花地内図面名称建築工事特記仕様書(その4)
発注機関伊是名村縮 尺
摘 要図面番号SP-4
検 印管理建築士設 計製 図設計者名称(有)大友設計資格者氏名大 城 保 広登録番号189-1851所在地浦 添 市 内 間 1-7-1

(3) グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	備考
図示				

(4) 地業の材料： 図示

③ 基床(21.2.2)

④ 街きょ、緑石及び側溝(21.3.1)

○ 舗装工事

① 路床(22.2.2)(22.2.3)(22.2.5)(表22.2.1)

② 路盤(22.3.2)(22.3.5)

③ アスファルト舗装(22.4.2)(22.4.4)(22.4.5)

4 コンクリート舗装(22.5.2)

5 カラー舗装(22.6.2)

6 透水性アスファルト舗装(22.7.2)

7 ブロック系舗装(22.8.1)

23 植栽及び屋上緑化工事工事

1 植栽地の確認(23.1.3)(23.2.2)(23.2.3)

2 植樹(23.3.2)～(23.3.4)(23.3.6)

3 芝張り等(23.4.2)

4 屋上緑化(23.5.2)(23.5.3)(23.5.4)

(1) 路床の種類等

層の種類	厚さ	盛土の材料	路床安定処理	試験

(2) ジオテキスタイルの適用及び品質：
(1) 車道部の厚さ：【 】
(2) 締固め度試験：【 】

(1) 構成及び厚さ：【 ・図示による(Aー) ・ 】
(2) 加熱アスファルト混合物等の種類：【 ・密粒度アスファルト混合物(13) ・再粒度アスファルト混合物(13)】
(3) シールコート適用：【 ・有り ・無し 】

(1) 構成及び厚さ：【 ・図示による(Aー) ・ 】
(2) 種類：【 ・加熱系() ・常温系() 】
(3) 添加する着色骨材又は自然石【 ・図示による(Aー) ・ 】
(4) その他【 ・ 】

構成及び厚さ：【 ・図示による(Aー) ・ 】

(1) ブロック系舗装の適用：【 ・コンクリート平板舗装 ・インターロッキングブロック舗装 ・舗石舗装】
(2) 種類及び寸法等：【 ・図示による(Aー) ・ 】
(3) ジオテキスタイルの適用及び品質：【 】

(1) 植栽地の土壤試験：
(2) 暗きょ、開きょ及び排水層等の設置は、図示による。
(3) 土壤改良材：
(4) 植込み用土：

(1) 種類等

樹木の種類	樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	支柱の形	備考
				整備範囲は図示による

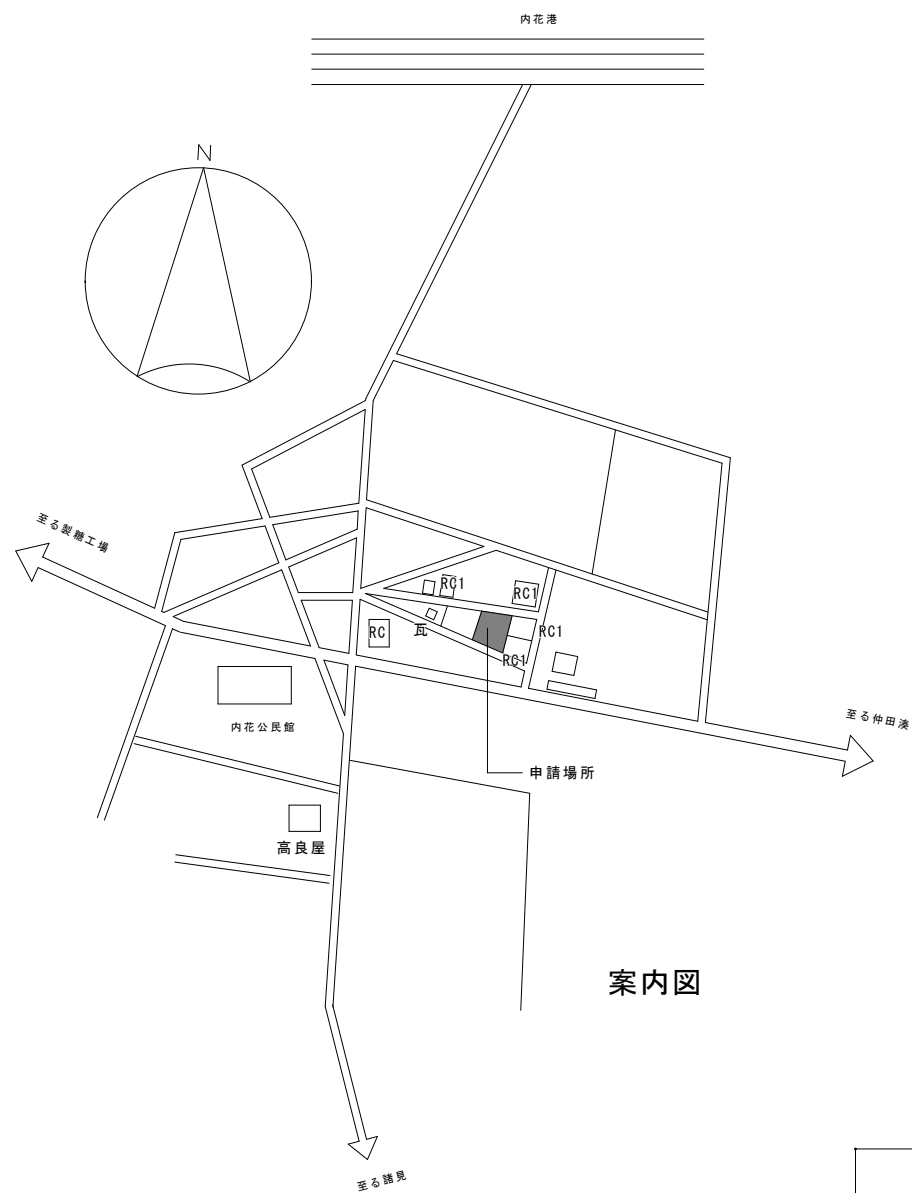
(2) 新植樹木の枯補償の期間：【※1年 ・() 年】
(3) 移植樹木の枯損処理を行う期間：【※1年 ・() 年】

(1) 芝の種類：
(2) 種子の種類及び量：
(3) 地被類

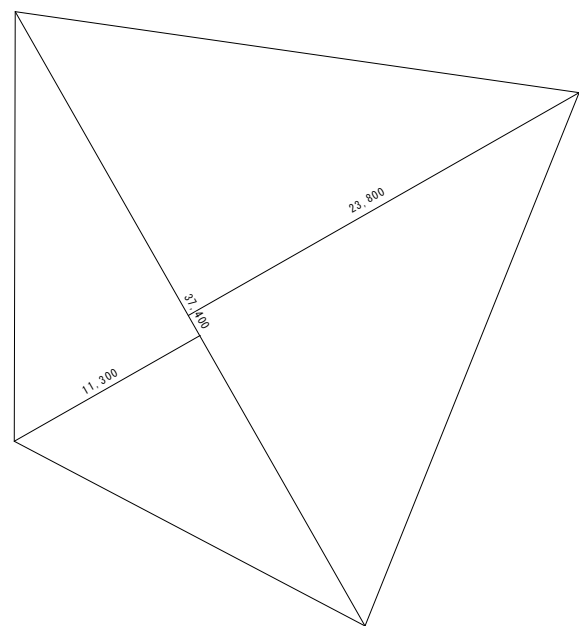
樹種	芽立数	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数

土壌層の厚さ	排水層の厚さ	樹木の樹種、寸法、数量	支柱の形式	かん水装置

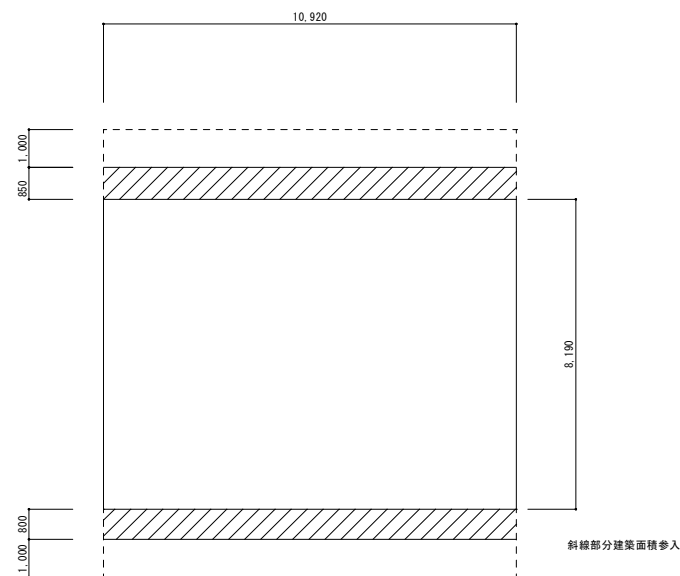
※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。
※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。



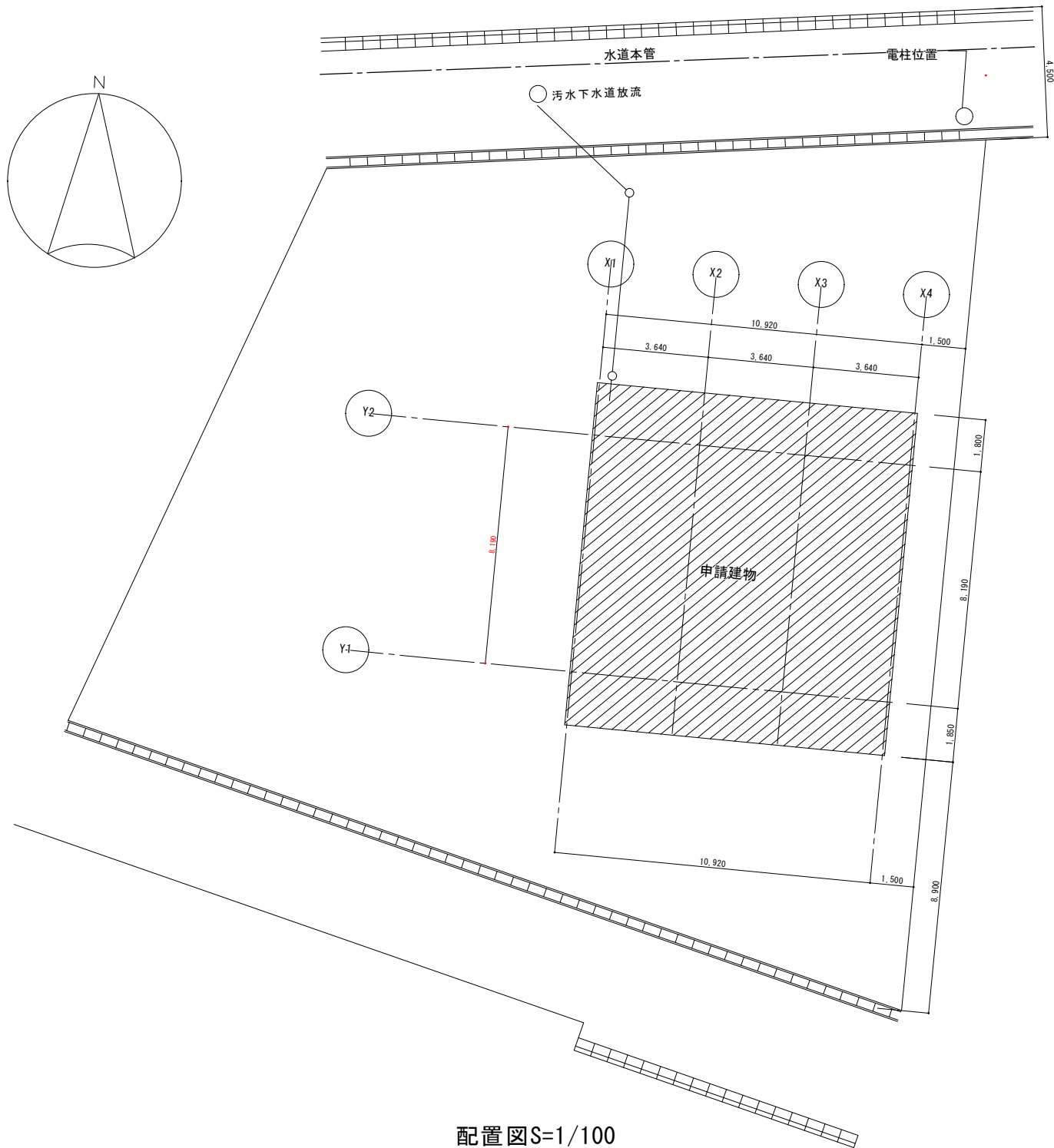
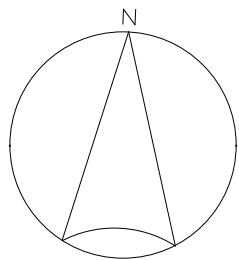
案内図



敷地面積 S=1/200
 $37.40 \times (23.80 + 11.30) \times 0.50 = 656.37 \text{ m}^2$



床面積
 $10.92 \times 8.19 = 89.43 \text{ m}^2$
建築面積
 $10.92 \times 8.19 = 89.43$
 $10.92 \times 0.85 = 9.28$
 $10.92 \times 0.80 = 8.73$
107.44 m²



配置図S=1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	配置. 案内. 求積図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:100 A-3 S=1:200	
適 用				図面番号	A - 1	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

内部仕上表

室 名			床	巾 木	壁				備 考
					腰 壁	壁	廻り縁	天 井	
玄関 台所 洗面室 洋間 押入れ WC 浴室	玄関	200角磁器質タイル張り 上り框60×100御影石 土間コンクリート下地	H＝50メラビークレ仕上げ	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t≧9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	造作靴箱 ダイケン20型750同等品	
	台所	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上 木造床組下地	H＝50メラビークレ仕上げ	クロス仕上げ 一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	クロス仕上げ 一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t≧9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	面台20×120御影石 流し台、ガス台、換気扇	
	洗面室	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上 木造床組下地	H＝50メラビークレ仕上げ	クロス仕上げ 一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5耐水石膏ボード下地一部GL工法	クロス仕上げ 一部キッチンパネル仕上げ 厚12.5耐水石膏ボード下地一部GL工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t≧9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	洗面台 洗濯機パン（設備工事）	
	洋間	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上 木造床組下地	H＝50メラビークレ仕上げ	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t≧9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	クロー設置場所補強仕上げ 壁長手方向長押仕上げ 吸気孔	
	押入れ	厚12フローリング仕上げ 厚12ラワン合板捨て張りの上 木造床組下地	H＝50メラビークレ仕上げ	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	クロス仕上げ 厚12.5石膏ボード下地一部GL工法	塩ビ見切り	t＝9.5プラスターボード捨て貼りの上 t≧9.0ロックウール吸音板 厚50mmポリスチレンフォーム打ち込み	仕切り板厚12mmラワン合板 収納ステンパイプ	
	WC	200角磁器質タイル張り 敷居30×100御影石 土間コンクリート下地		200角陶器器質タイル張り 土間コンクリート下地	200角陶器器質タイル張り 土間コンクリート下地		パズルテープ		
	浴室	シャワーユニット TOTO JSV812L同等以上							

床組下地鋼製床組

壁仕切り下地 軽量鉄骨下地65型

ヴィレッタ24B-295（杉田エース）同等品メールポスト6台

天井下地 輕量鉄骨天井下地

物干しDAシリーズ707AB-SV（シルバー）（杉田エース同等）6組

床下点検口450角（アルミ製）

室名札 NP-75 (杉田エース同等品) 6組

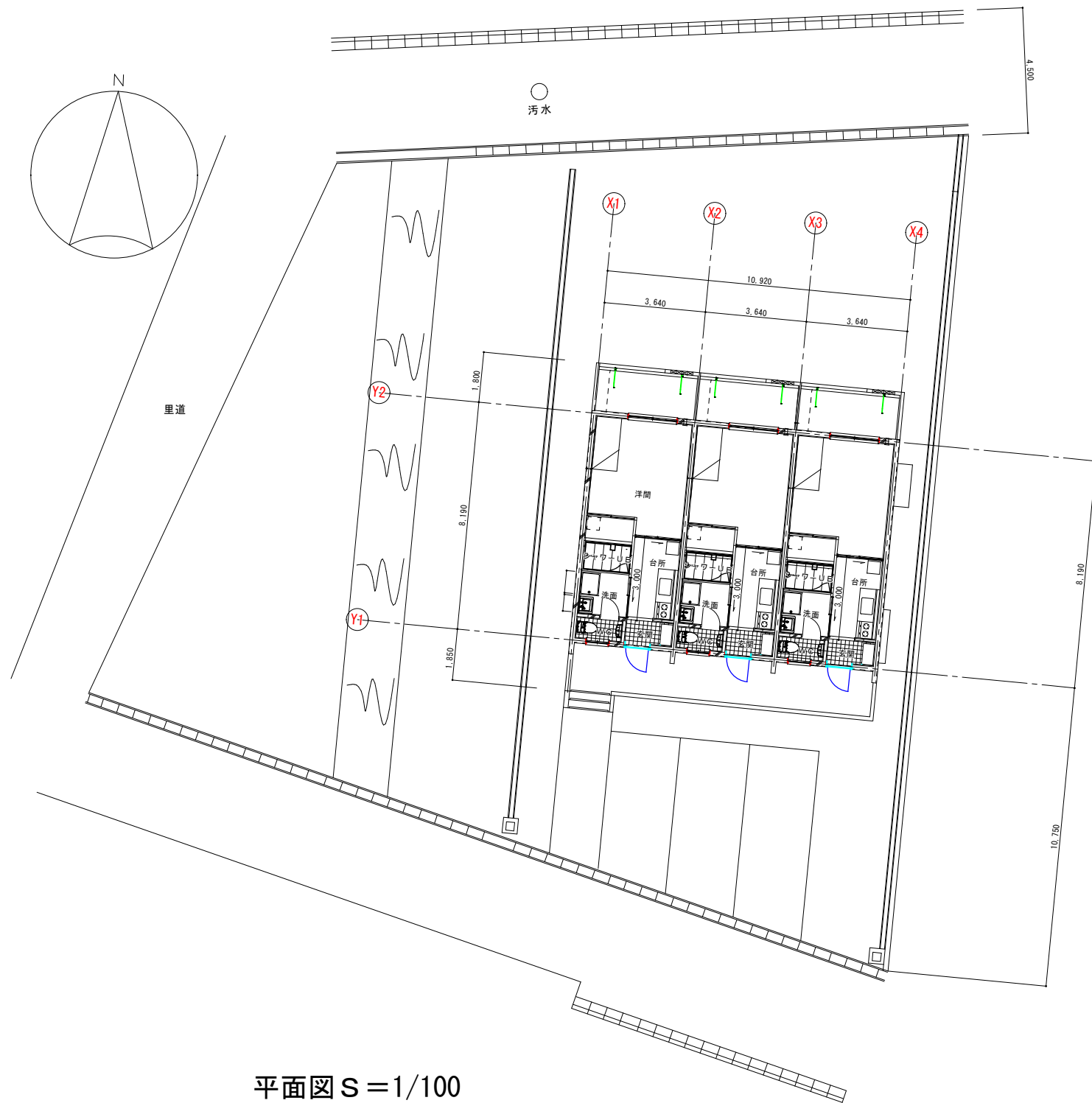
床下換氣孔

床下点検口450（アルミ）

外部仕上表

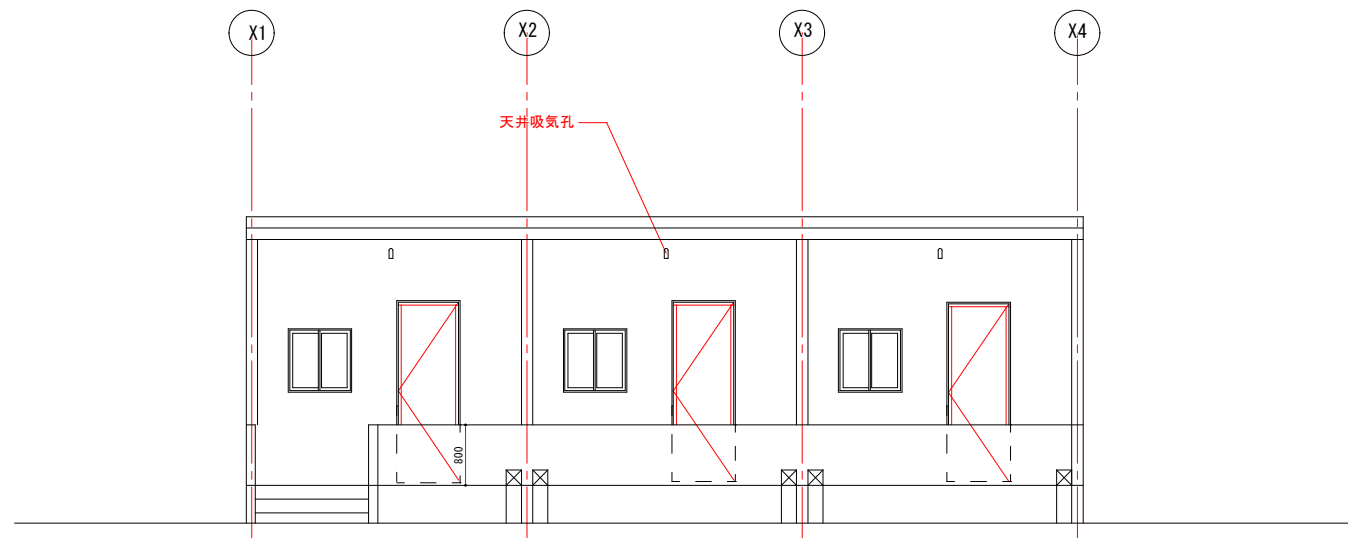
室 名		
	外部壁仕上げ	コンクリート打ち放し 補修の上複層 R-E 仕上げ 屋上 ウレタン塗膜防水遮熱仕上げ (非歩行)
	廊下	床 軒裏 コンクリート打ち放し金コテ押え仕上げ コンクリート打ち放し補修 E P 仕上げ
	ベランダ	床 軒裏 コンクリート打ち放し金コテ押え仕上げ コンクリート打ち放し補修 E P 仕上げ
	駐車場	ライン引き 車止め 厚 50 アスファルト舗装 厚 100 路盤クラッシャーラン
	施設名	コンクリート複層吹き付け仕上げ 室名札 N P-75 (杉田エース同等品) 6組
	敷地囲い	外部フェンス H=1,200 土止め壁土部コア抜き

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度		
工事場所	伊是名村内花地内			図面名称 縮 尺	仕上り表		
発注機関	伊是名村			図面番号	A - 2		
適 用				設 計 者	名 称	(有) 大友設計	
検 印	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
					登録番号	189-1851号	
					所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

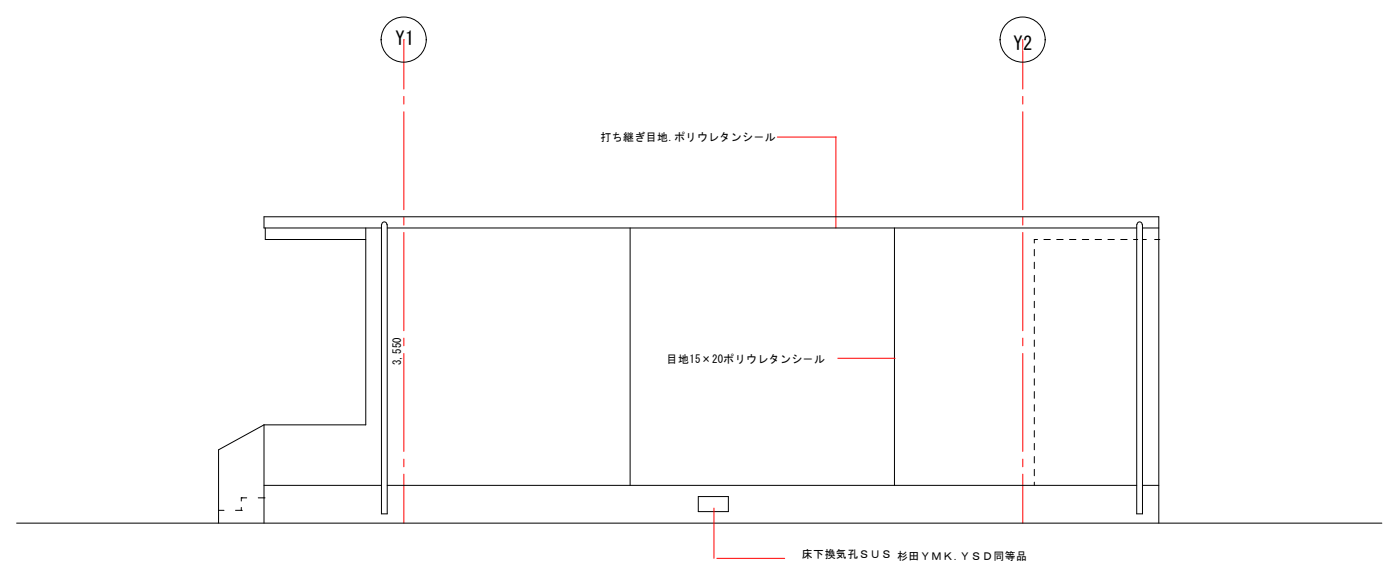


平面図 S = 1/100

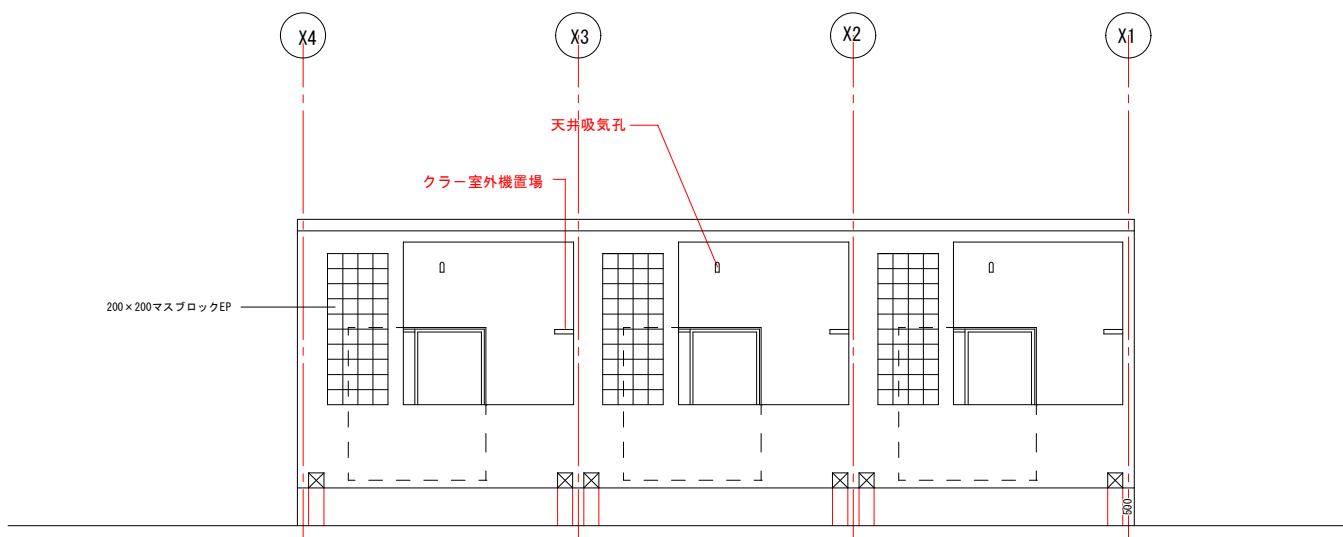
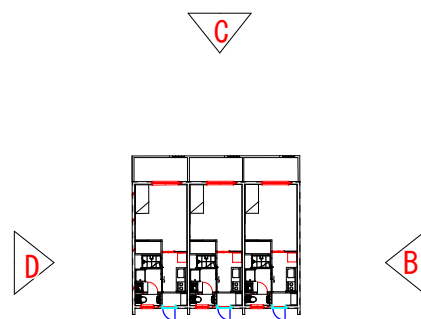
工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	平面図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:100 A-3 S=1:200	
適 用				図面番号	A - 3	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				計 資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				者 登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	



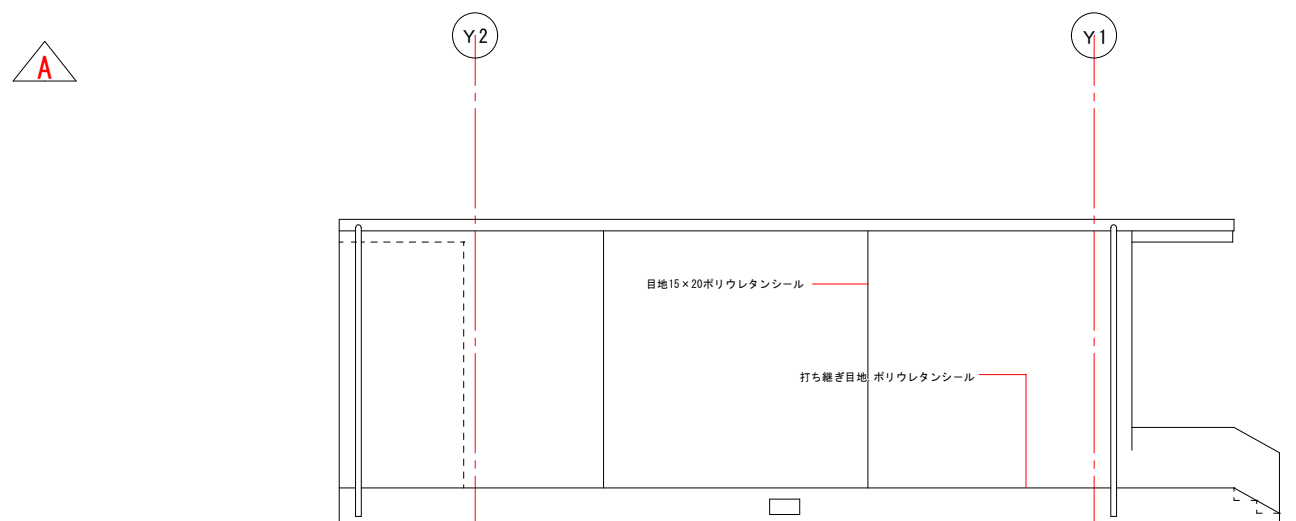
A立面図



B立面図

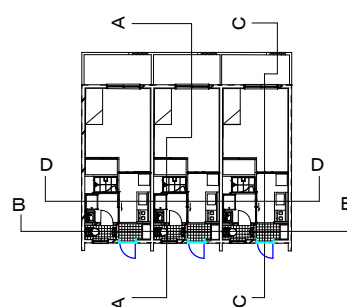
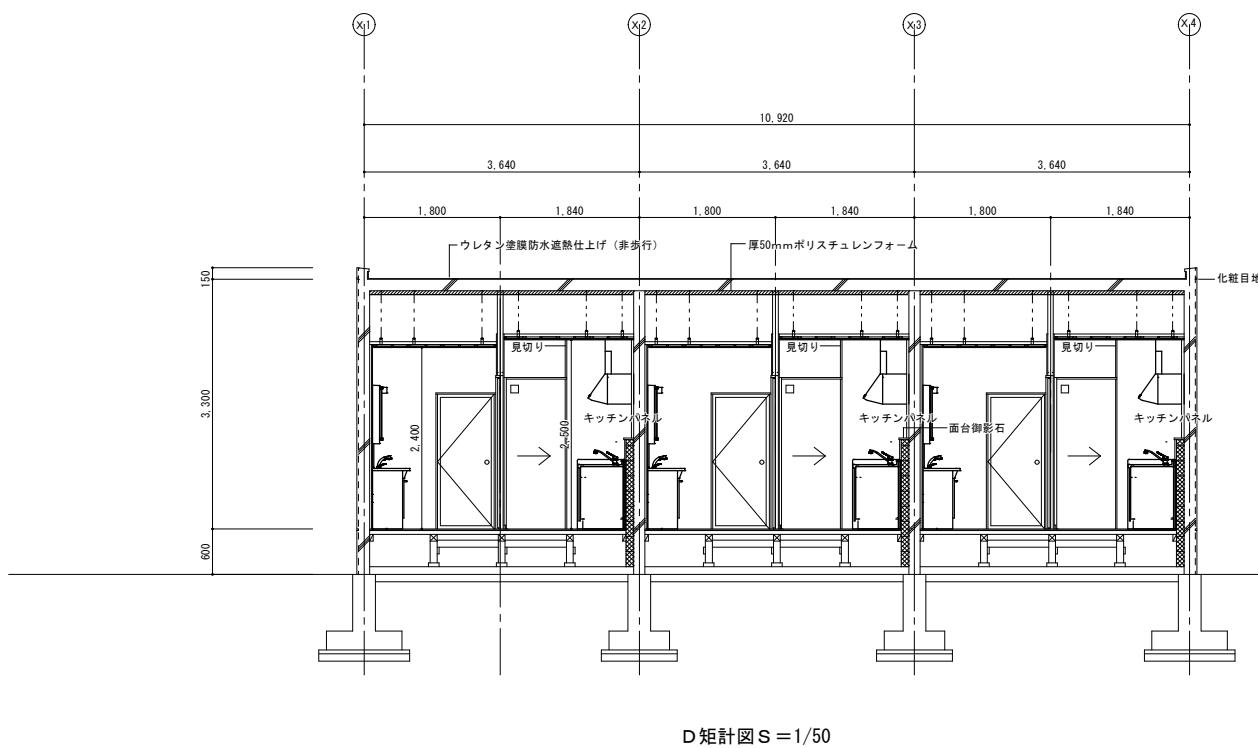
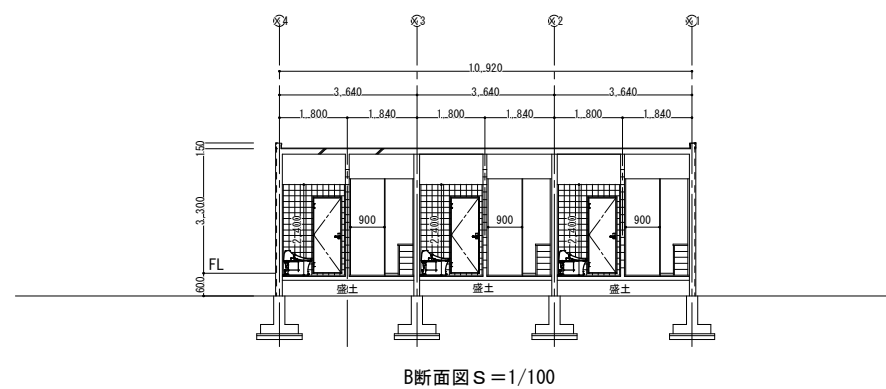
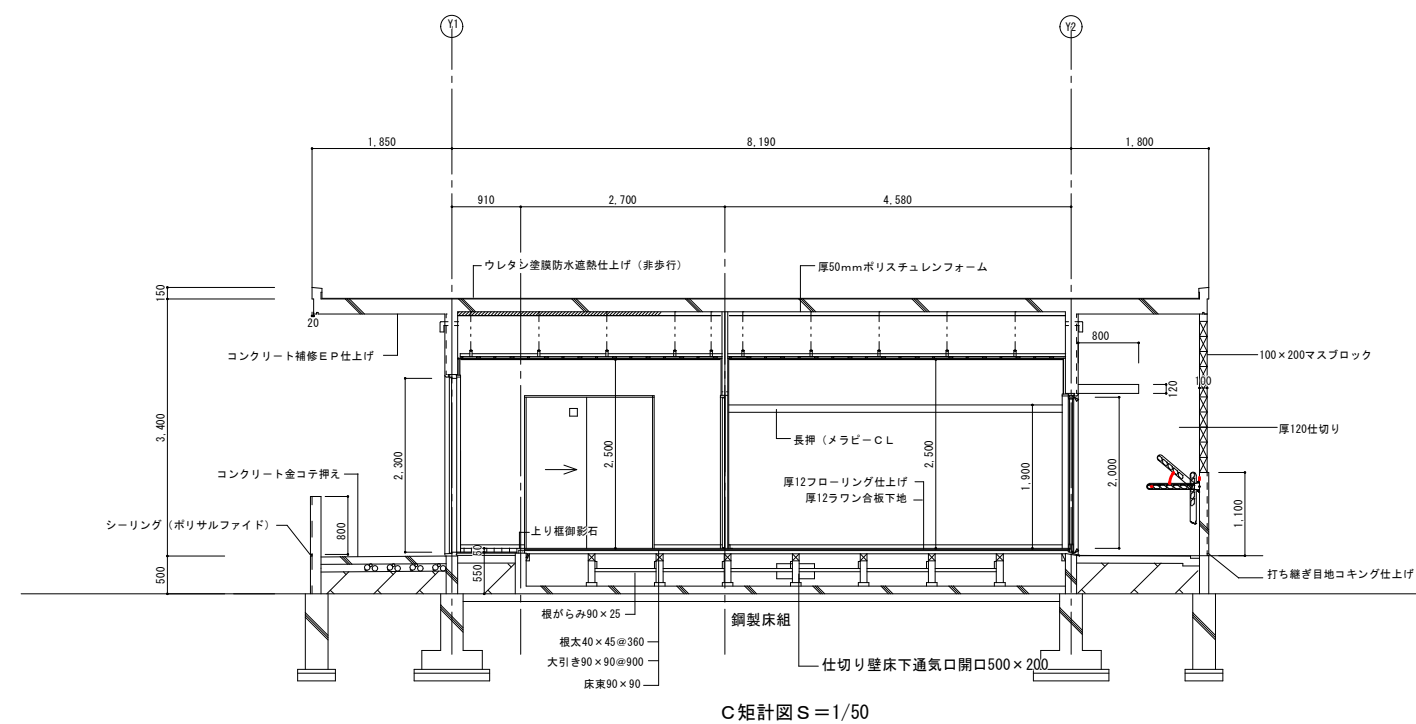
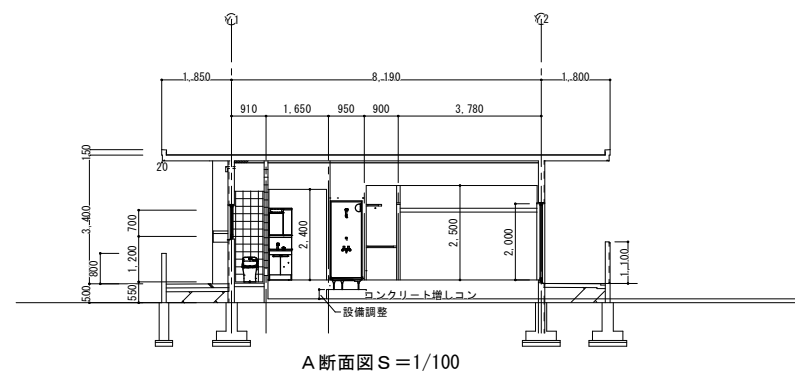


C立面図

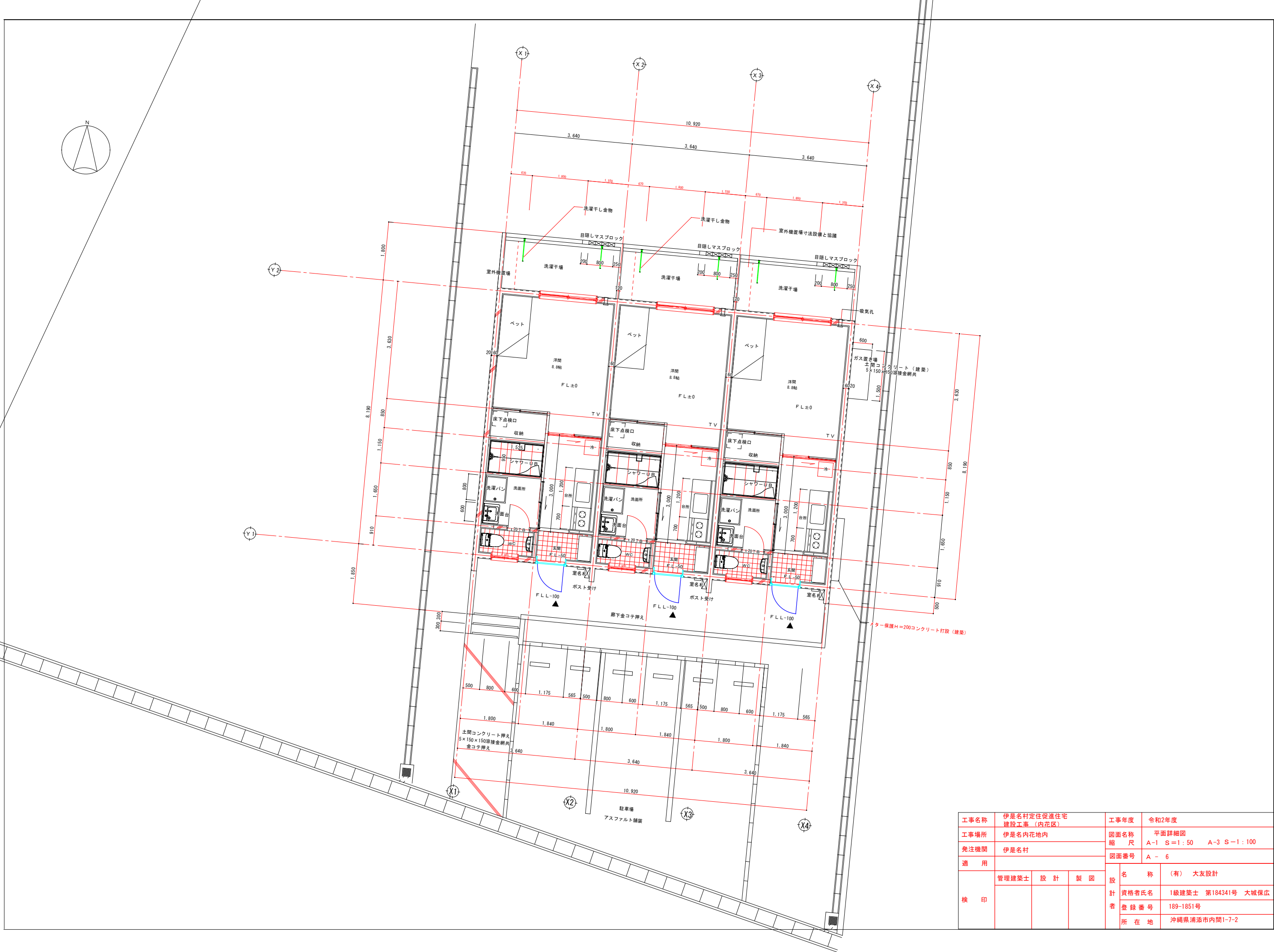


D立面図

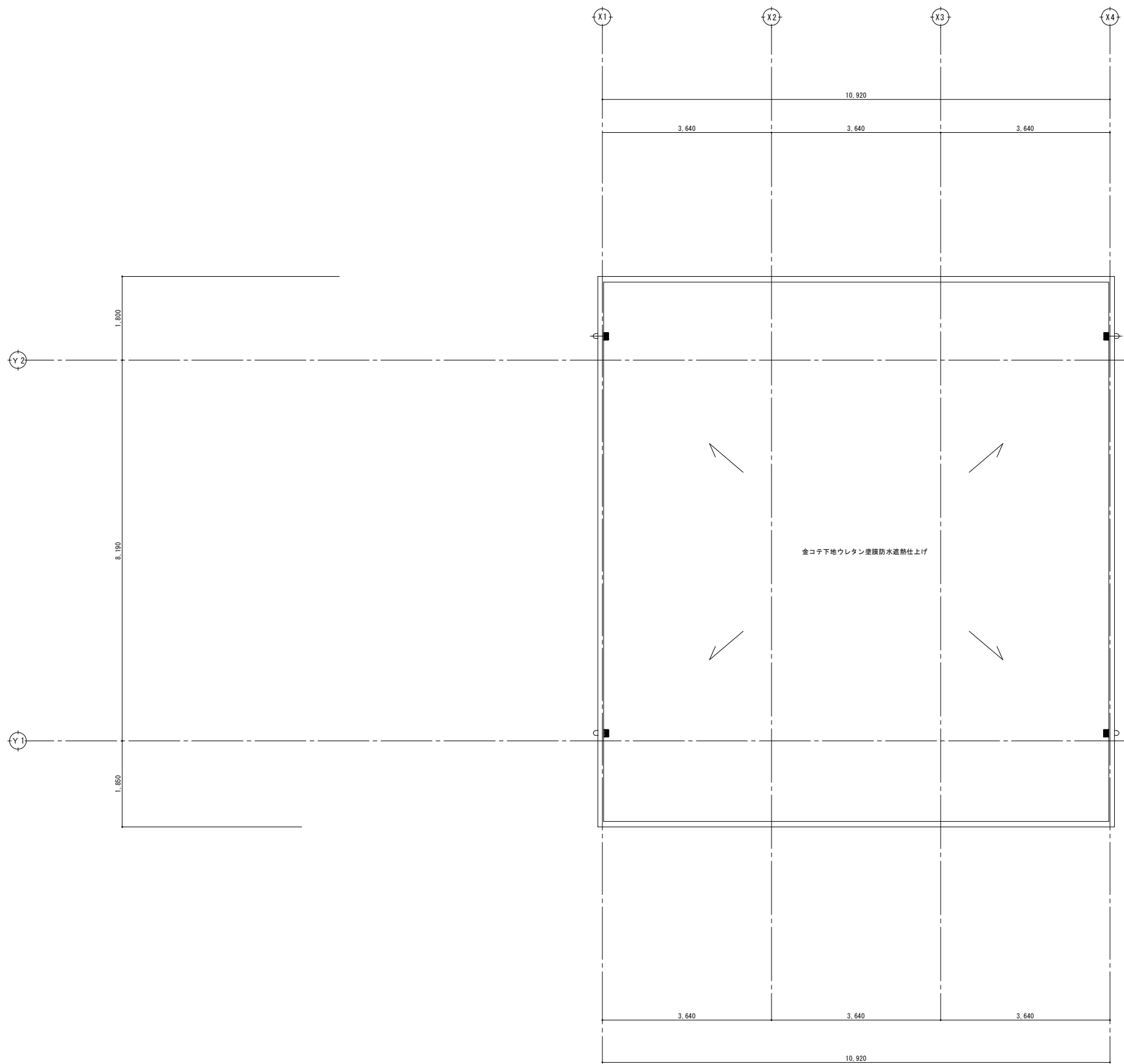
工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	立面図	
発注機関	伊是名村			縮尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
適用				図面番号	A - 4	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登録番号	189-1851号	
					沖縄県浦添市内間1-7-2	



工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和元年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称 縮 尺	断面図 矩計図 A-1 S=1:50・100 A-3 S=1:100・200	
発注機関	伊是名村			図面番号	A - 5	
適 用				設 計 者	名 称	
検 印	管理建築士	設 計	製 図		(有) 大友設計	
					資格者氏名	
					1級建築士 第184341号 大城保広	
					登 録 番 号	
				189-1851号		
				所 在 地		
				沖縄県浦添市内間1-7-2		



工事名称		伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）		工事年度	令和2年度	
工事場所		伊是名内花地内		図面名称	平面詳細図	
発注機関		伊是名村		縮 尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
適 用				図面番号	A - 6	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	(有) 大友設計
					資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
					登 録 番 号	189-1851号
					所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2

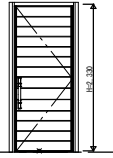
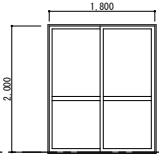
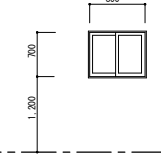


B棟R階平面図

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
	伊是名内花地内			図面名称	R階平面詳細図	
	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
	適 用			図面番号	A - 7	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設	名 称	（有）大友設計
				計	資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広
				者	登 録 番 号	189-1851号
					所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2

100mm

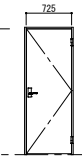
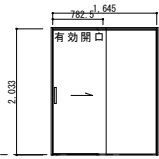
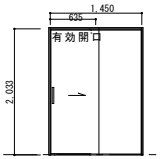
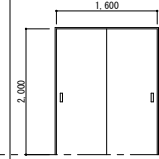
金属製建具表 S=1/60

符号・箇所		3		3		3
形状						
型式	アルミ玄関ドア	引き違いアルミサッシ	引き違いアルミサッシ	70mm		
金物		標準付属金物一式	標準付属金物一式			
硝子	参考メカードア	t6.0 フロート板ガラス	t6.0 型板ガラス			
備考	TKK DBKE4142NAHC	水切り	水切り 格子			
	三協玄関ドアVINOZA	サッシ色：シルバー・可動式網戸付	サッシ色：シルバー・可動式網戸付			
	LIXIL 玄関ドアDA					

金属製建具特記事項

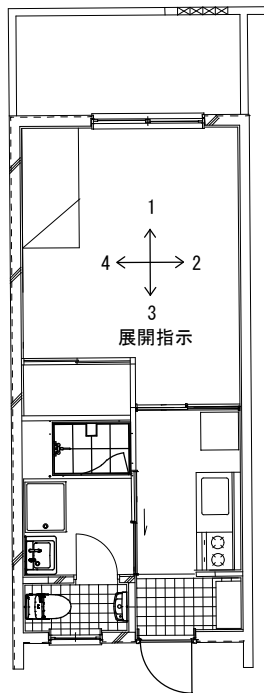
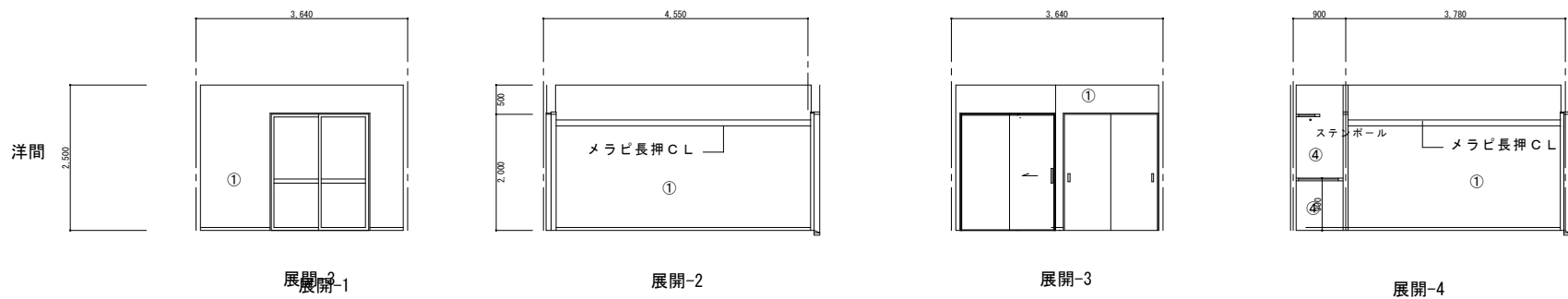
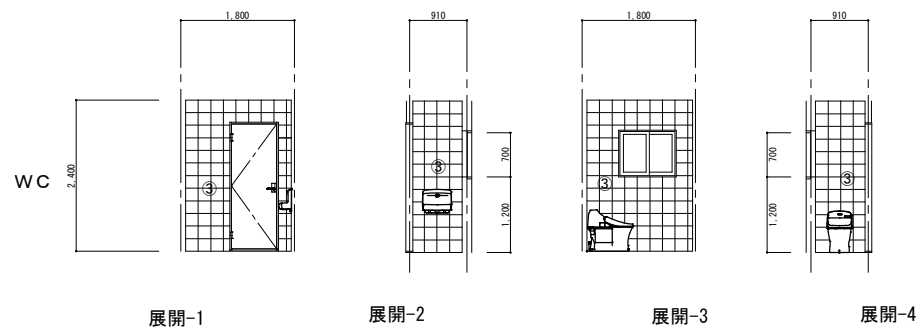
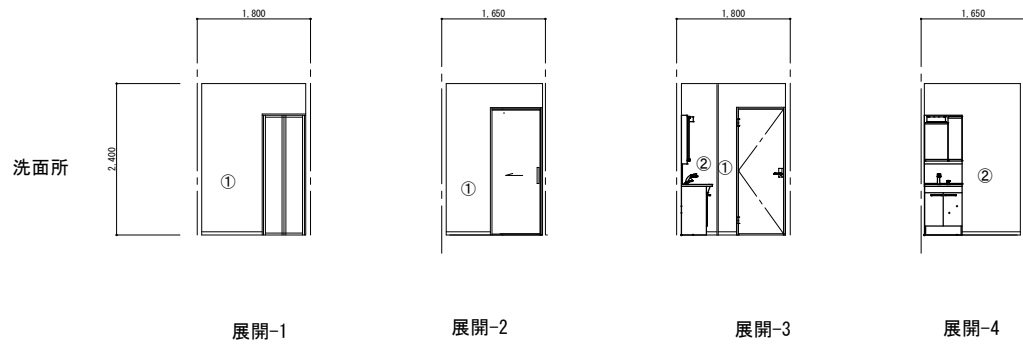
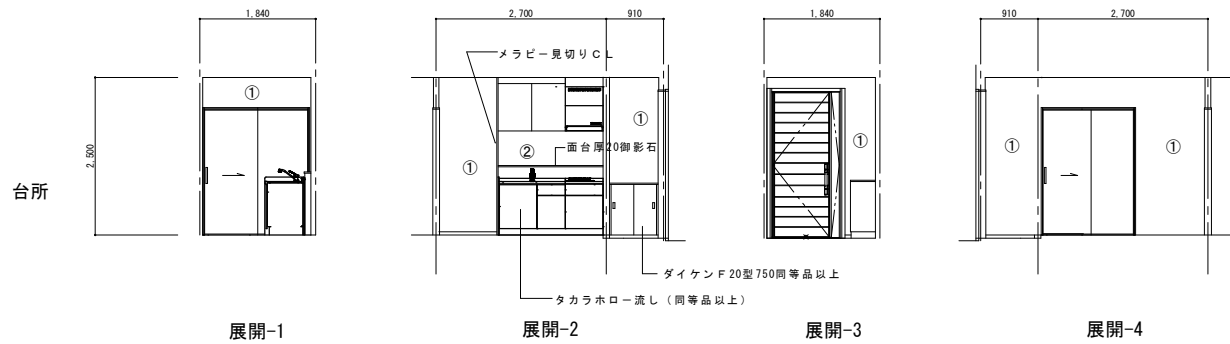
- 建具製作の前に監理者に承認図・カタログ等を提出及び協議の事。
- 金物等はサンプル・カタログ等を提出及び協議の事。
- 建具表に示す寸法は基準を示すもので施工時には現場寸法をもって明確に納める事。
- アルミサッシは風圧性S-7、気密性A-4、水密性W-5、遮音性T-1。
- 外廻り建具はMS2成分シリコンコーキング10×10を充填する事。
- 建具表記は内観図であるが開き勝手方向等は平面図を参照の事。
- 固定は全て溶接取付とする事。(鉄筋φ9mm@450以内とする)
- 水平・垂直を保ち建付け後、障子がねじれない様にする事。
- モルタル・プラスター・パテ・塗料等が見え掛り部分に付着した場合には直ちに除去する事。
- 耐風圧の検討

木製建具表 S=1/60

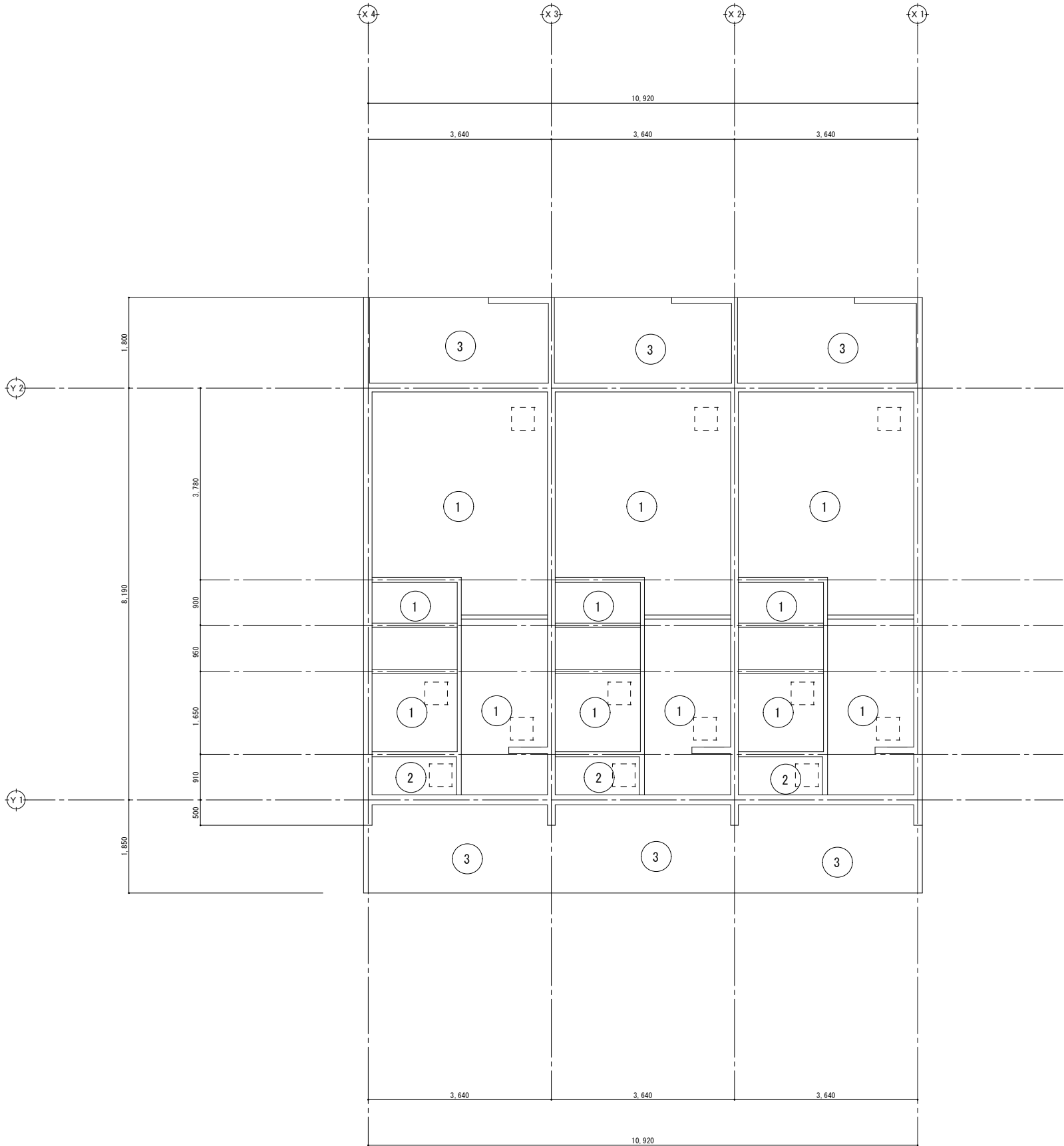
符号・箇所		3		3		3		3
形状								
型式	片開きドア	片開きドア	片開きドア	引き違い戸				
仕上げ	ダイケン00デザイン	ダイケンD1 (同等品)	ダイケンD1 (同等品)	シナ合板CL				
額縁	三方枠込	三方枠込	三方枠込	メラビールDL				
金物	レバー・ハンドル、必要金物 (ステン)	引手、必要金物 (ステン)	引手、必要金物 (ステン)	引手、必要金物 (ステン)				
	表示錠		表示錠					



工事名称	伊是名村定住推進住宅 建設工事 (内花区)			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地区			図面名称	金属製、木製建具表	
発注機関	伊是名村			縮尺	A-1 S=1:60 A-3 S=1:120	
適用				図面番号	A - 8	
検印	管理建築士	設計	製図	名称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登録番号	189-1851号	
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

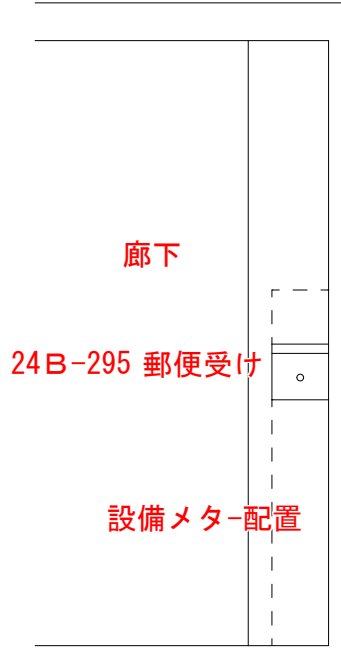


工事名称	伊是名村定住推進住宅 建設工事 (内花区)			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地区			図面名称	展開図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:60 A-3 S=1:120	
適 用				図面番号	A - 9	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

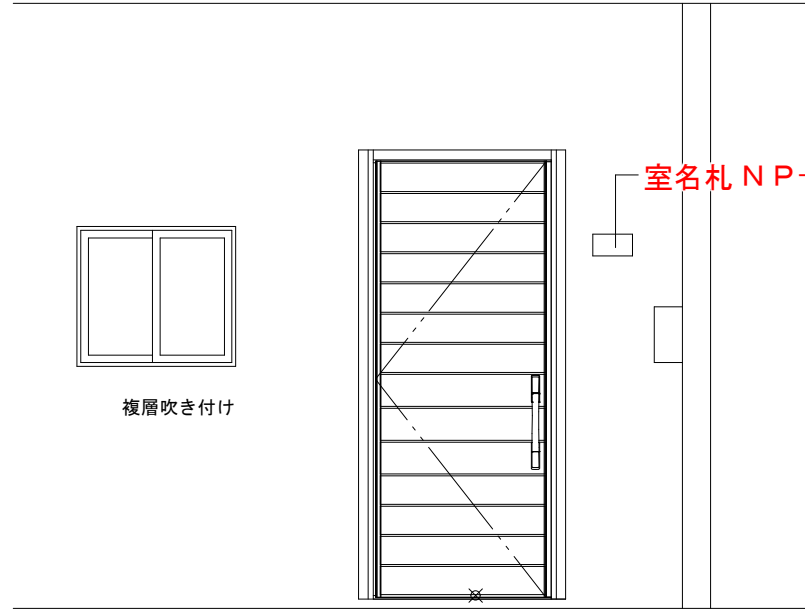


- 1 t 9.5石膏ボード下地 t 9.0ロックウール吸音板仕上げ
- 2 バスリブ
- 3 コンクリート補修EP仕上げ
- 450角天井点検口
設備器具位置と調整

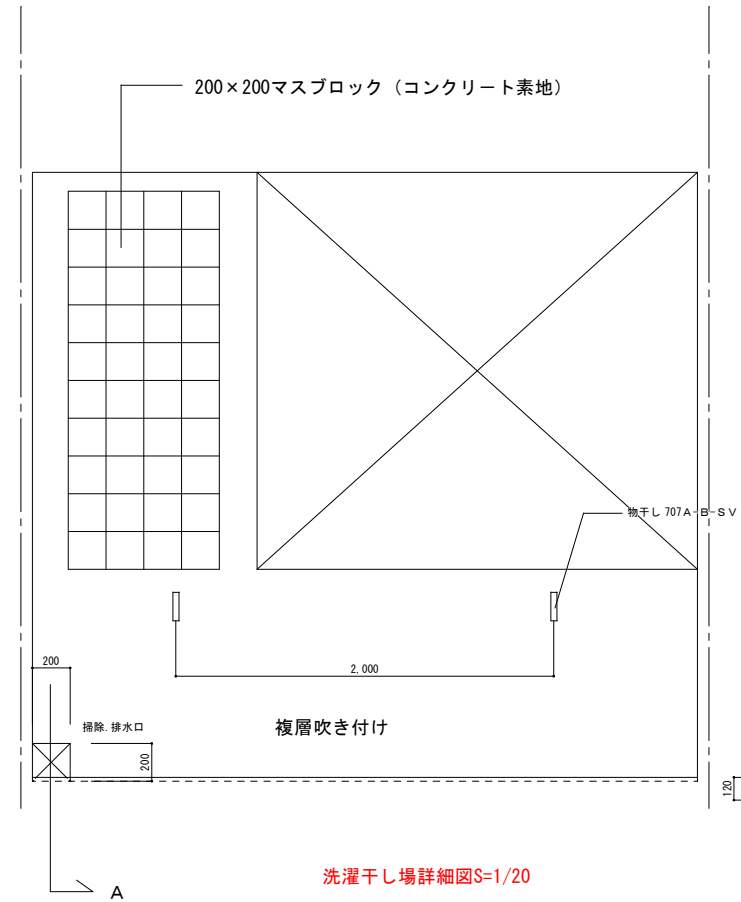
工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	天井伏せ図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1：50 A-3 S=1：100	
適 用				図面番号	A - 10	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				計 資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				者 登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	



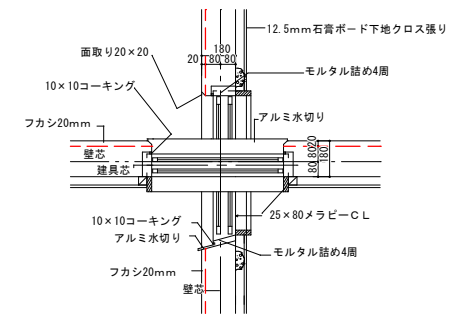
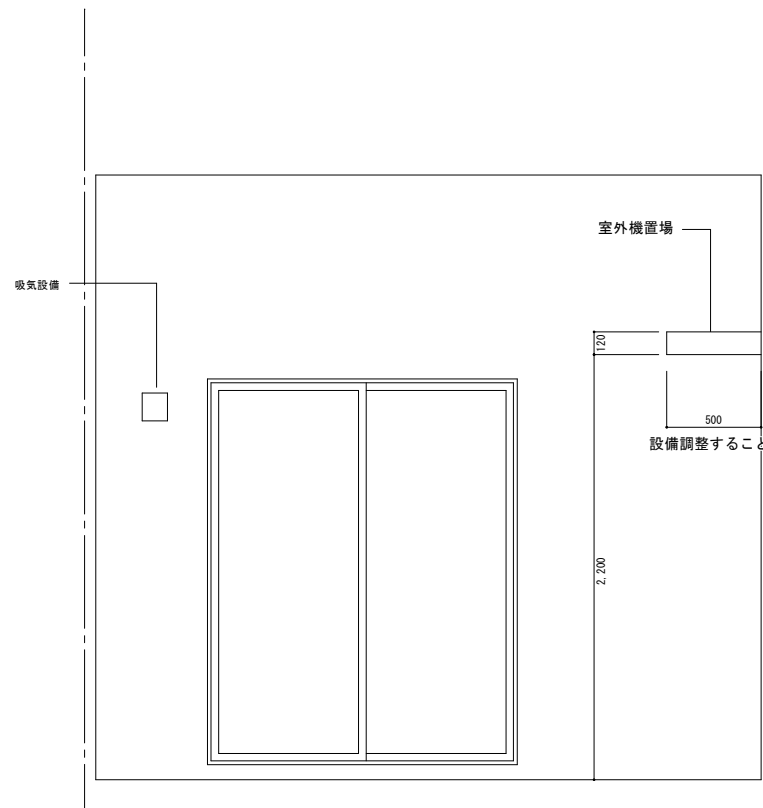
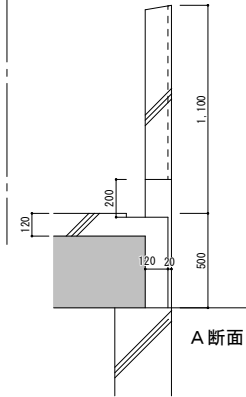
玄関前袖壁S=1/20



玄関前詳細図S=1/20



洗濯干し場詳細図S=1/20

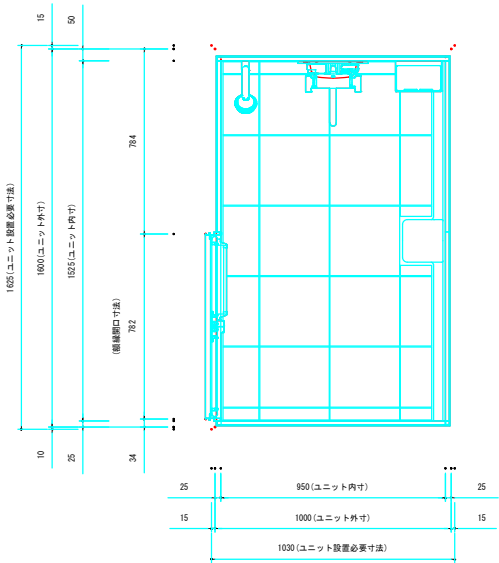


開口詳細図S=1/20

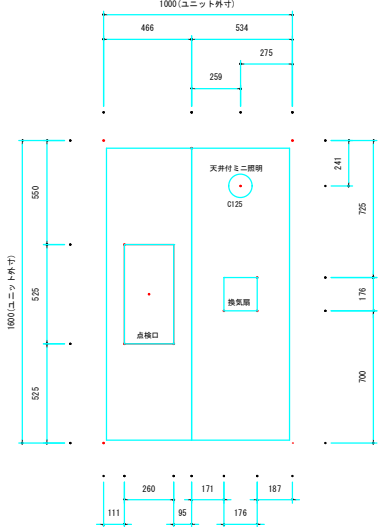
工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	外部詳細図	
発注機関	伊是名村			縮尺	A-1 S=1:20 A-3 S=1:40	
適用				図面番号	A-11	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	(有) 大友設計
				資格者氏名	1級建築士	第184341号 大城保広
				登録番号	189-1851号	
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

このレイアウトプランは参考図面ですので価格・仕様・設置・納期等の詳細については注文依頼先、設置業者の方に必ず確認して頂きますようお願い致します。

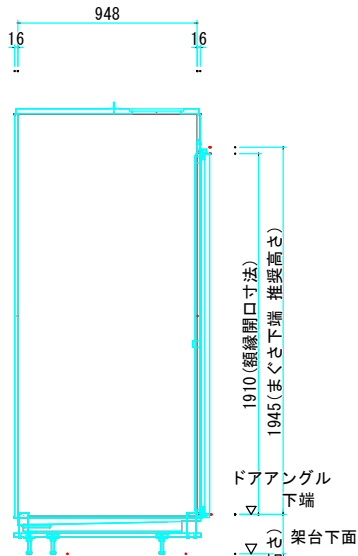
- ・土間は架台底面より多少のクリア寸法を考慮して仕上げてください。
- ・ドアアングル下端とユニットFLの段差は8mmになります。
- ・ハンドバー設置位置は参考です。設置の際は位置を十分に打ち合わせ願います。
- ・天井の寸法はご確認をお願いします。
- ・外寸は突出部を含みます。



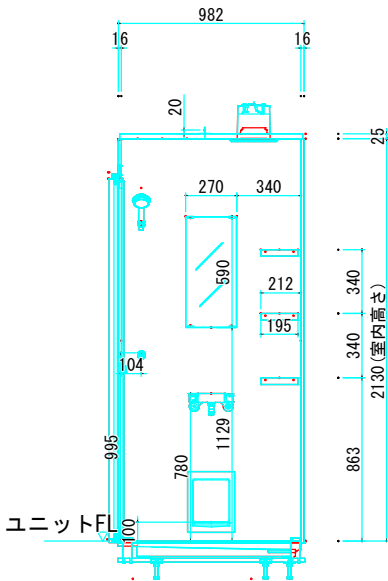
＜平面図＞



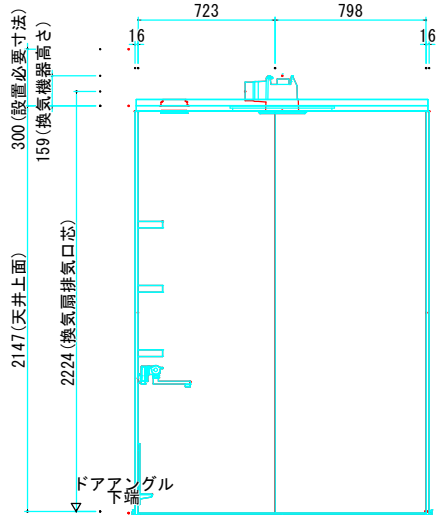
＜天井伏図＞



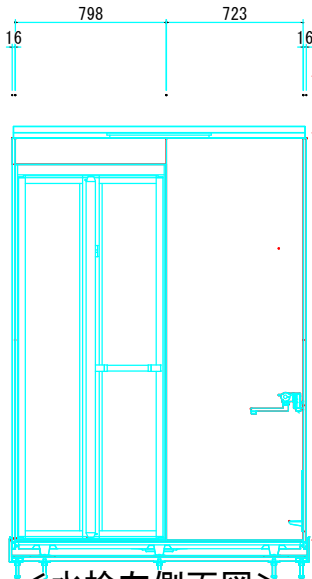
＜水栓対面図＞



＜水栓側面図＞



＜水栓右側面図＞



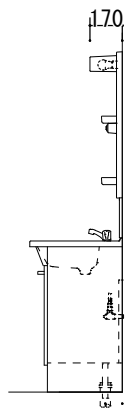
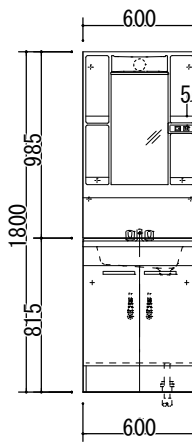
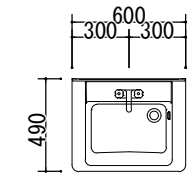
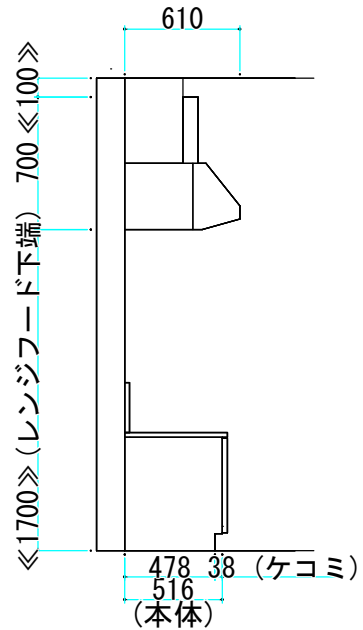
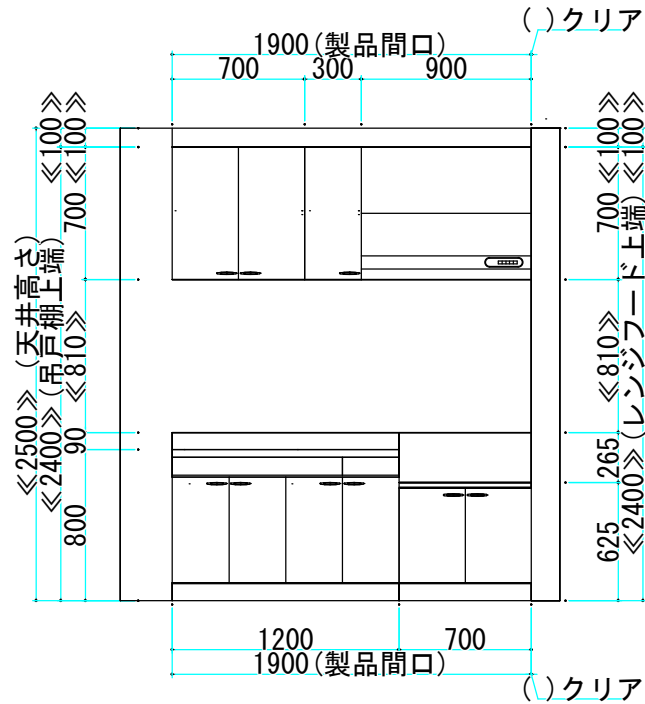
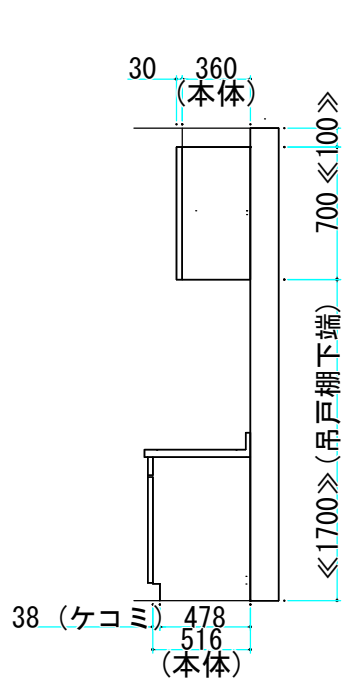
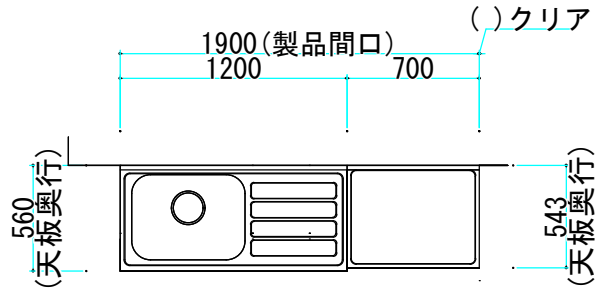
＜水栓左側面図＞

■ボルト脚架台高さ寸法
沓ずり高さに対して
-8～+12mm調整可能

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	シャワー・UN詳細図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:20 A-3 S=1:40	
適 用				図面番号	A - 12	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

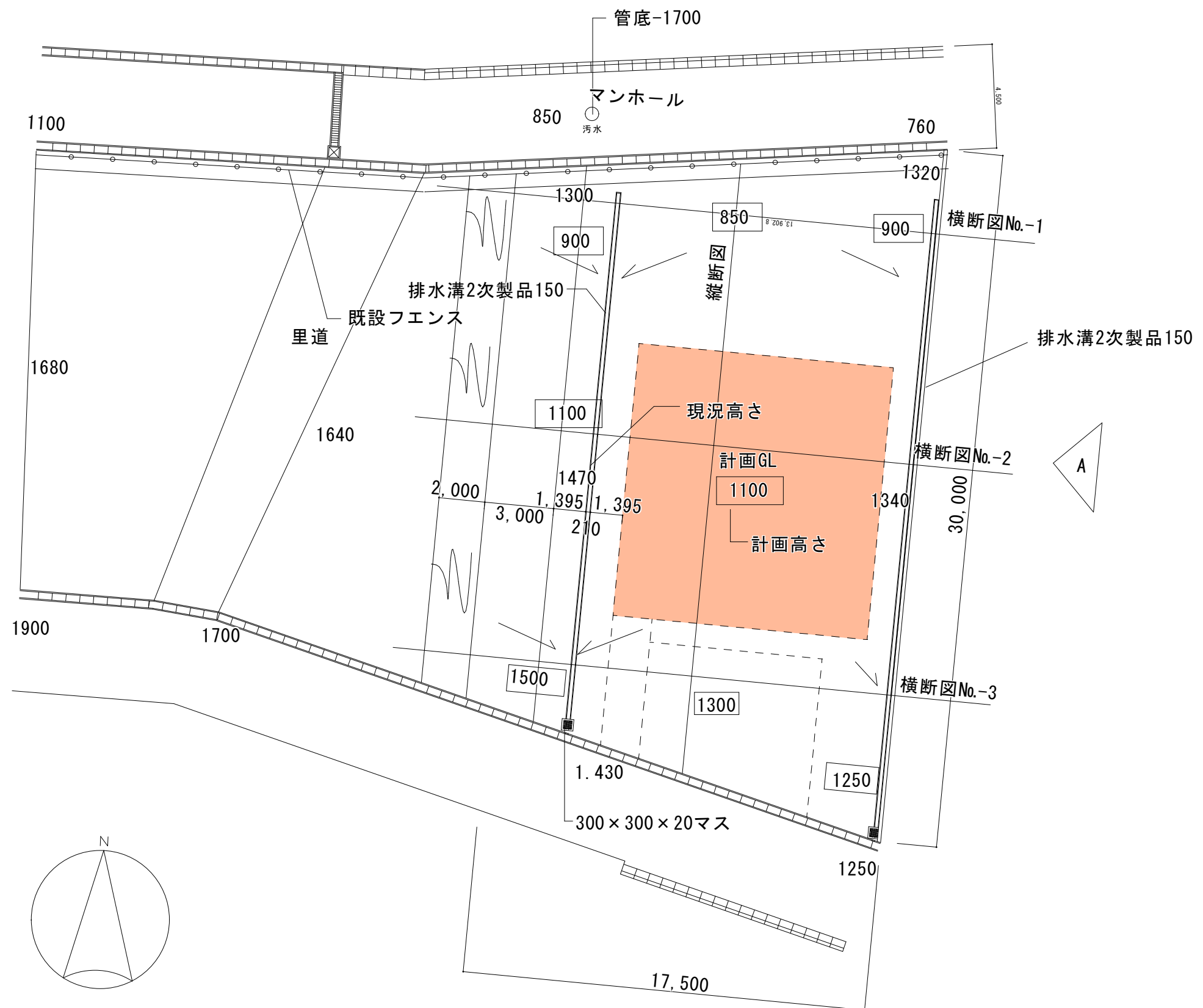
流し台仕様	
1	ナガシ台
2	ガス台
3	バックガード
4	吊棚
5	レンジフード
6	シロッコファン用金具

ホロー流し台

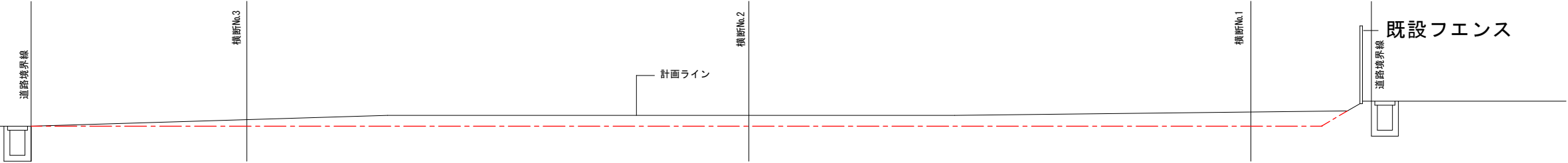
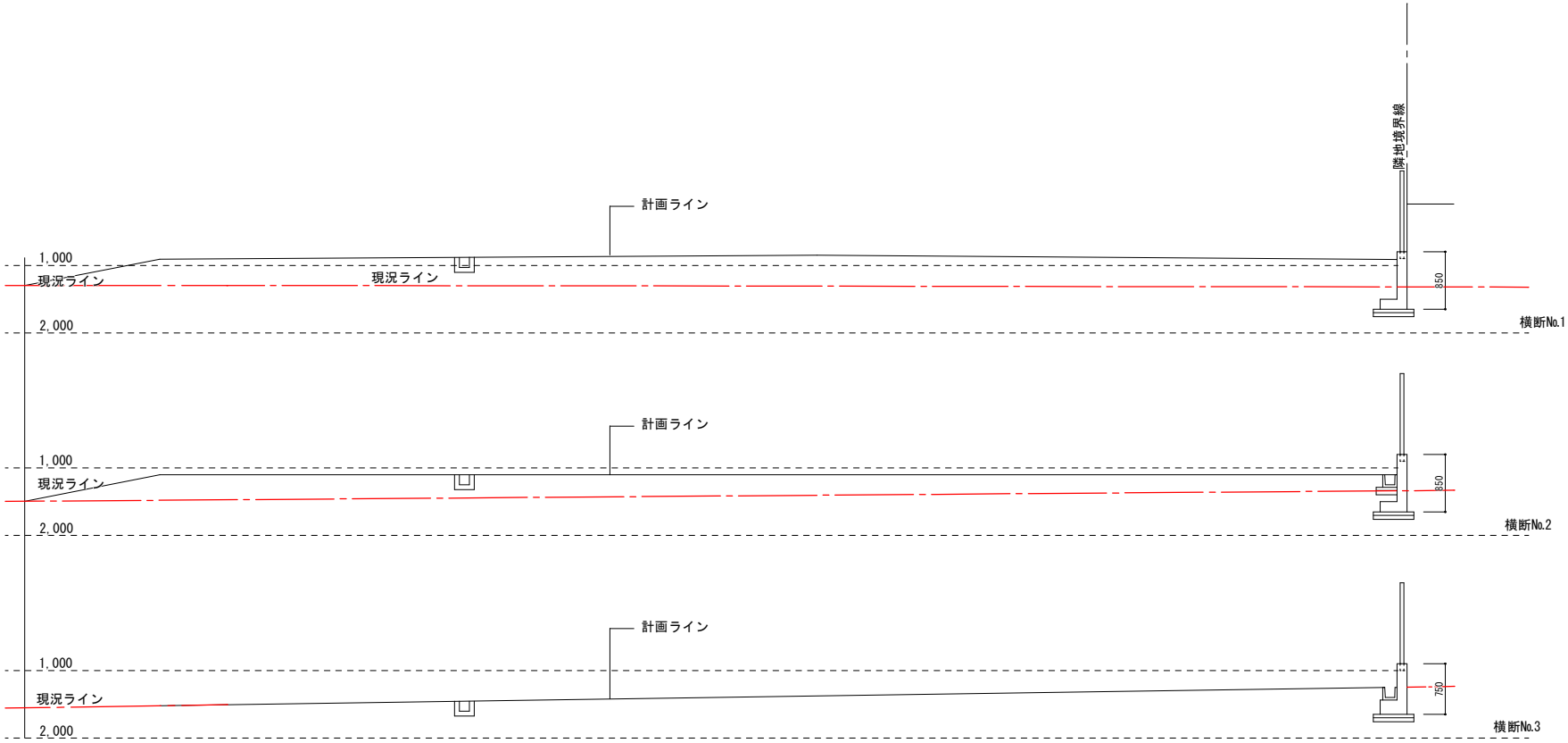


洗面代

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	流し台・ガス台・洗面台	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:20 A-3 S=1:40	
適 用				図面番号	A - 13	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	名 称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

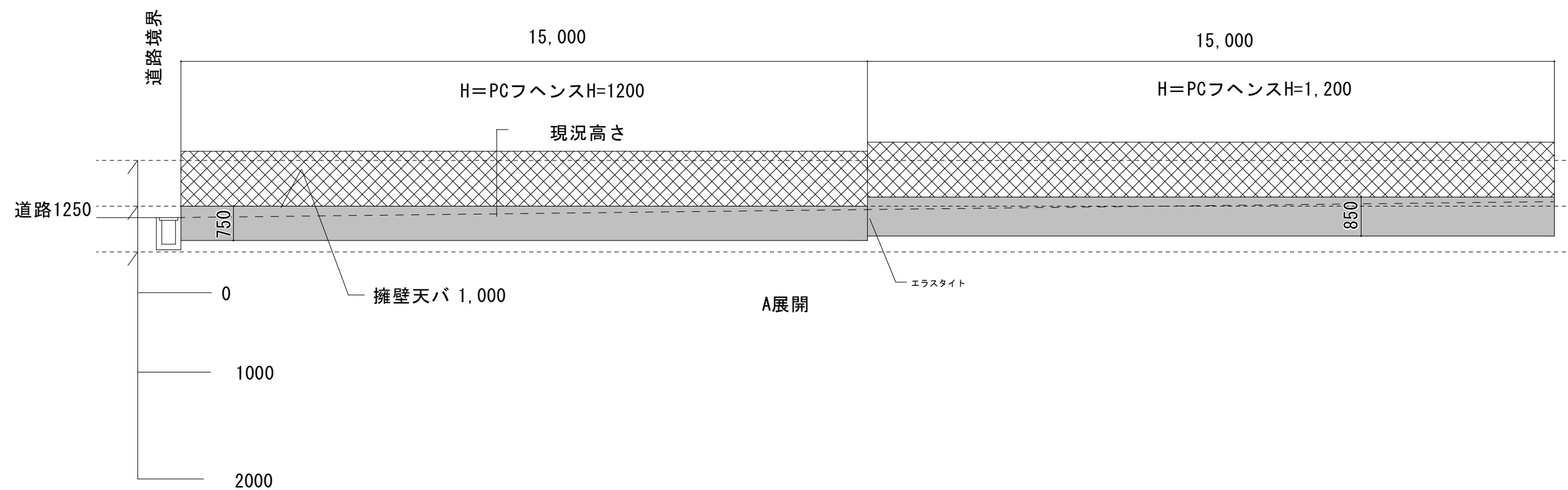


工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	外構図-1	
発注機関	伊是名村			縮尺	A-1 S=1:100 A-3 S=1:200	
適用				図面番号	A - 14	
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	(有) 大友設計
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登録番号	189-1851号	
				所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2	



縦断面図

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	外構図-2	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
適 用				図面番号	A - 15	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者 名 称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

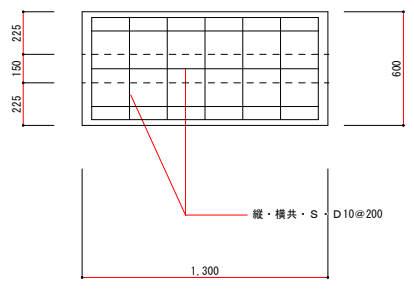
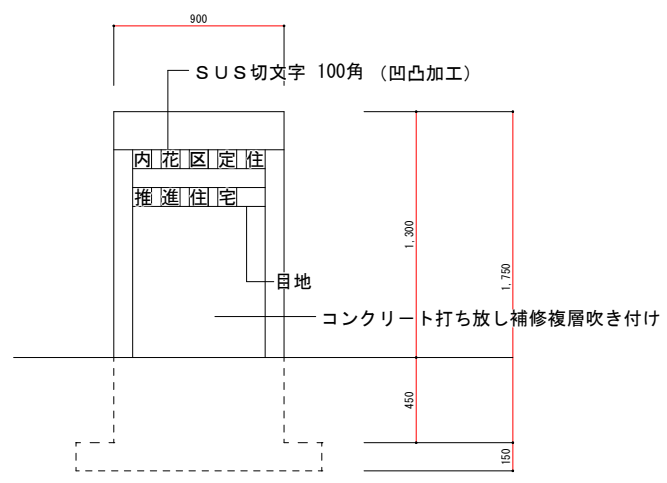
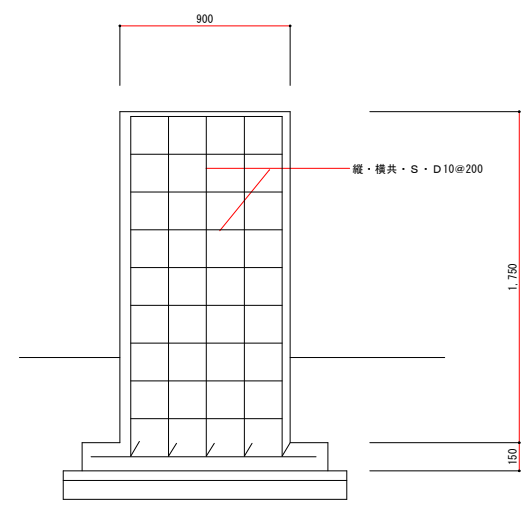


工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	外構図-3	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
適 用				図面番号	A - 16	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者 名 称	(有) 大友設計	
				資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

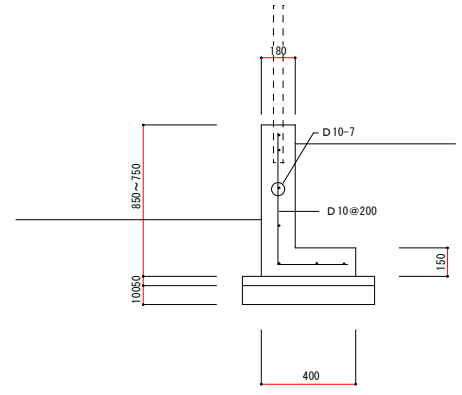
住宅アプローチコンクリート舗装
5×150×150溶接金網

車止め（ボルト止め）
白線ライン引き
車庫部分アスファルト舗装
地先境界ブロック
住宅名称

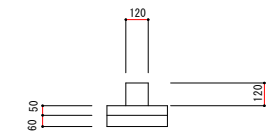
駐車場詳細図 S = 1/50



施設名称 S = 1/20



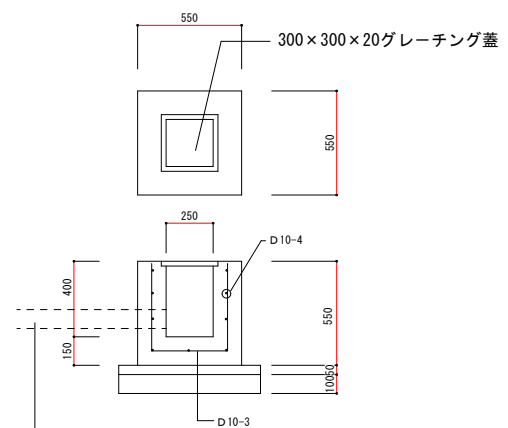
Bタイプ
土止め壁 S = 1/20



地先ブロック S = 1/20



鉄筋コンクリートU形150 S = 1/20



排水樹 S = 1/20

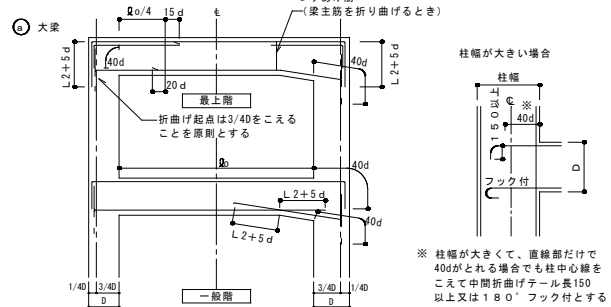
工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和 2 年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	外構図-4	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:20 A-3 S=1:40	
適 用				図面番号	A - 17	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	（有） 大友設計	
				計 資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				者 登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)

L＝鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)の2～(3)による。

7. 大梁、小梁、片持梁

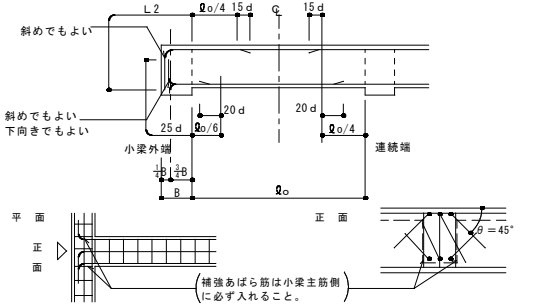
(1) 定着



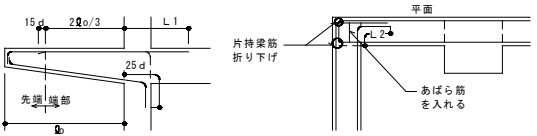
＜ 下記次項は標準図に優先して適用する ＞

- は主筋の柱はり接合部への定着長さは40d以上とする。
- は主筋の下端筋は原則として上向きに折曲げ定着するほか、上下はり主筋の水

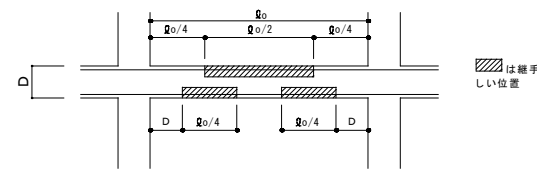
小梁の定着



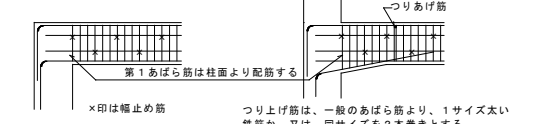
片持梁の定着



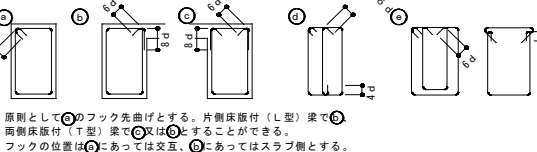
(2) 大梁主筋の継手



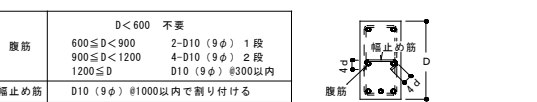
(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置



(4) あばら筋の型

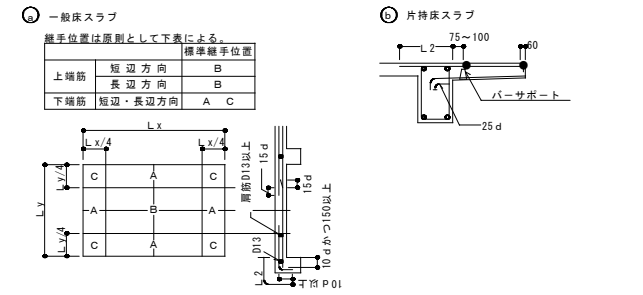


(5) 幅止め筋の本数、加工

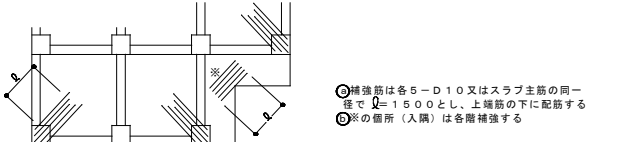


8. 床板

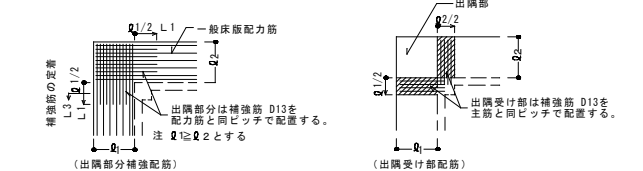
(1) 定着および継手



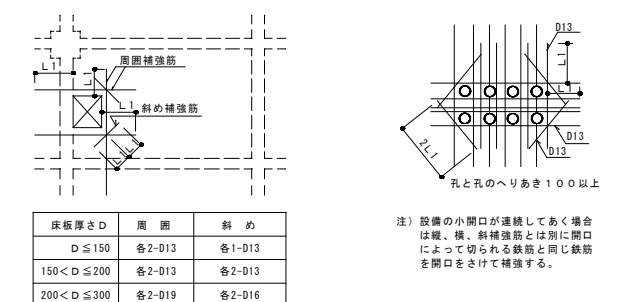
(2) 屋根スラブの補強



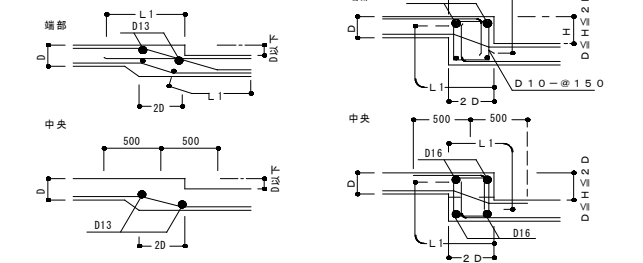
(3) 片持ちスラブ出隅部補強



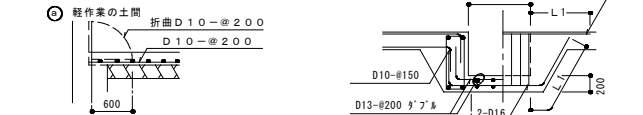
(4) 床板開口部の補強 (開口の径500以上の場合)



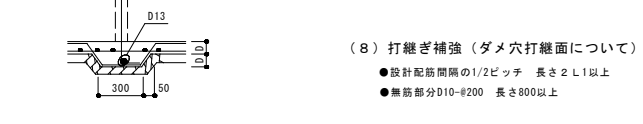
(5) 床板段差



(6) 土間コンクリート



(7) 金場

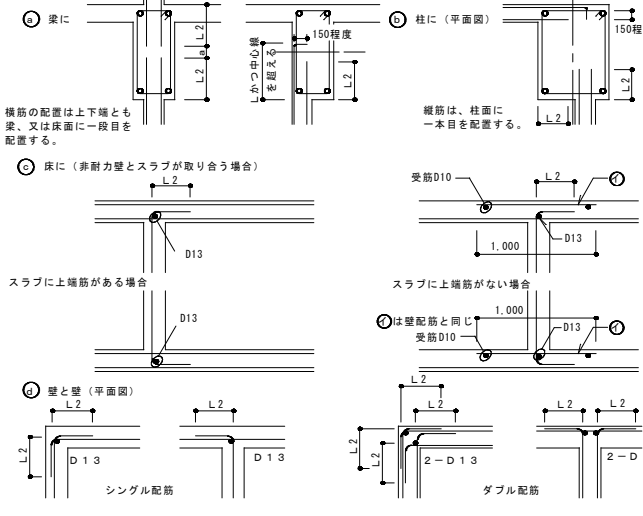


(8) 打継ぎ補強 (ダマ穴打継面について)

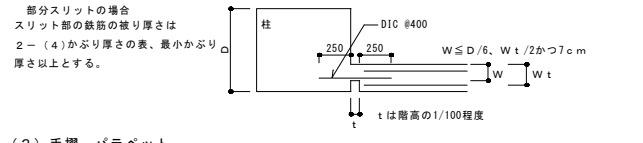


9. 壁

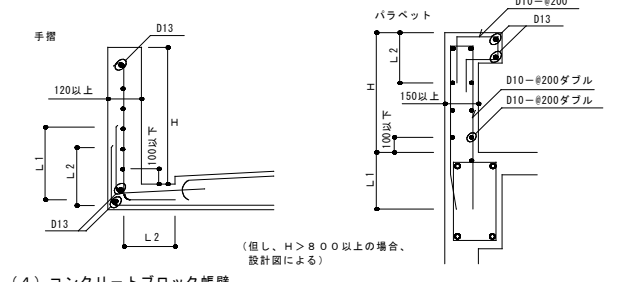
(1) 定着



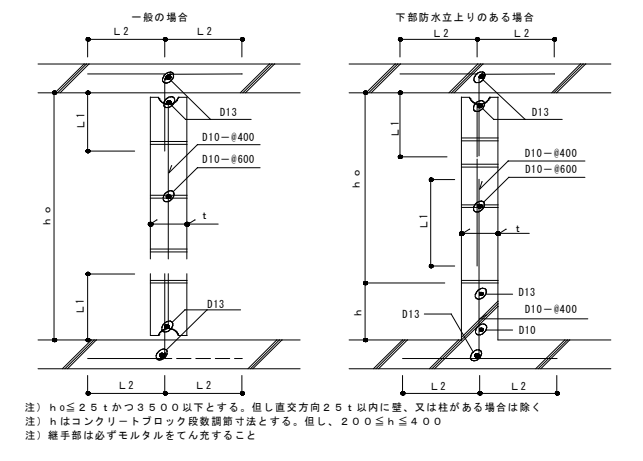
(2) スリット部 (設計図に記入のあるとき)



(3) 手摺、バラベツ

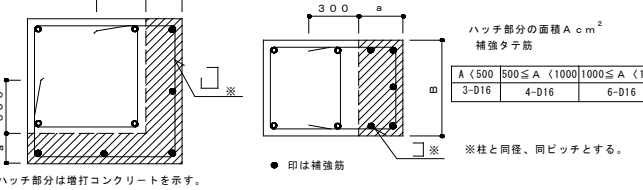


(4) コンクリートブロック積壁

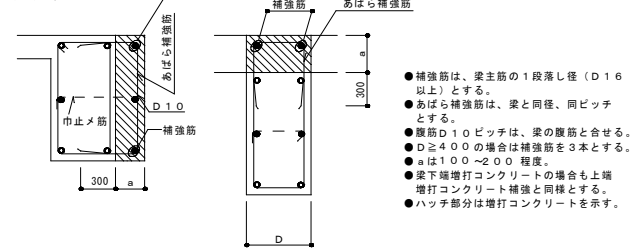


10. 柱、梁増打コンクリート補強

(1) 柱

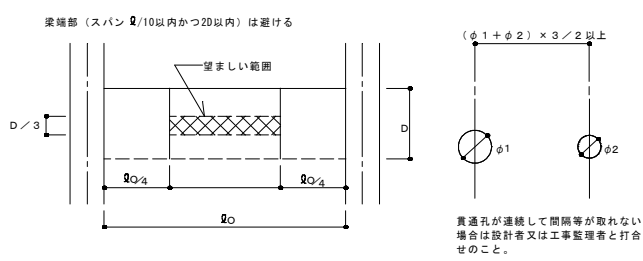


(2) 梁

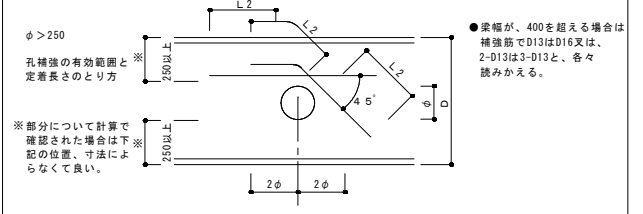
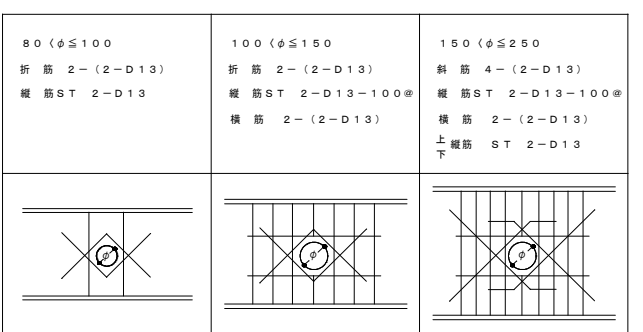


11. 梁貫通孔補強

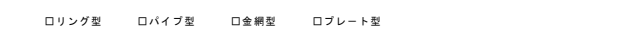
(1) 設置可能範囲



(2) 鉄筋標準配筋

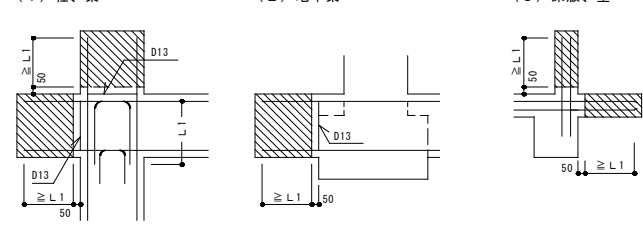


(3) 既製品 (使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと)



12. 増築予定

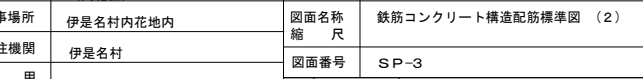
(1) 柱、梁



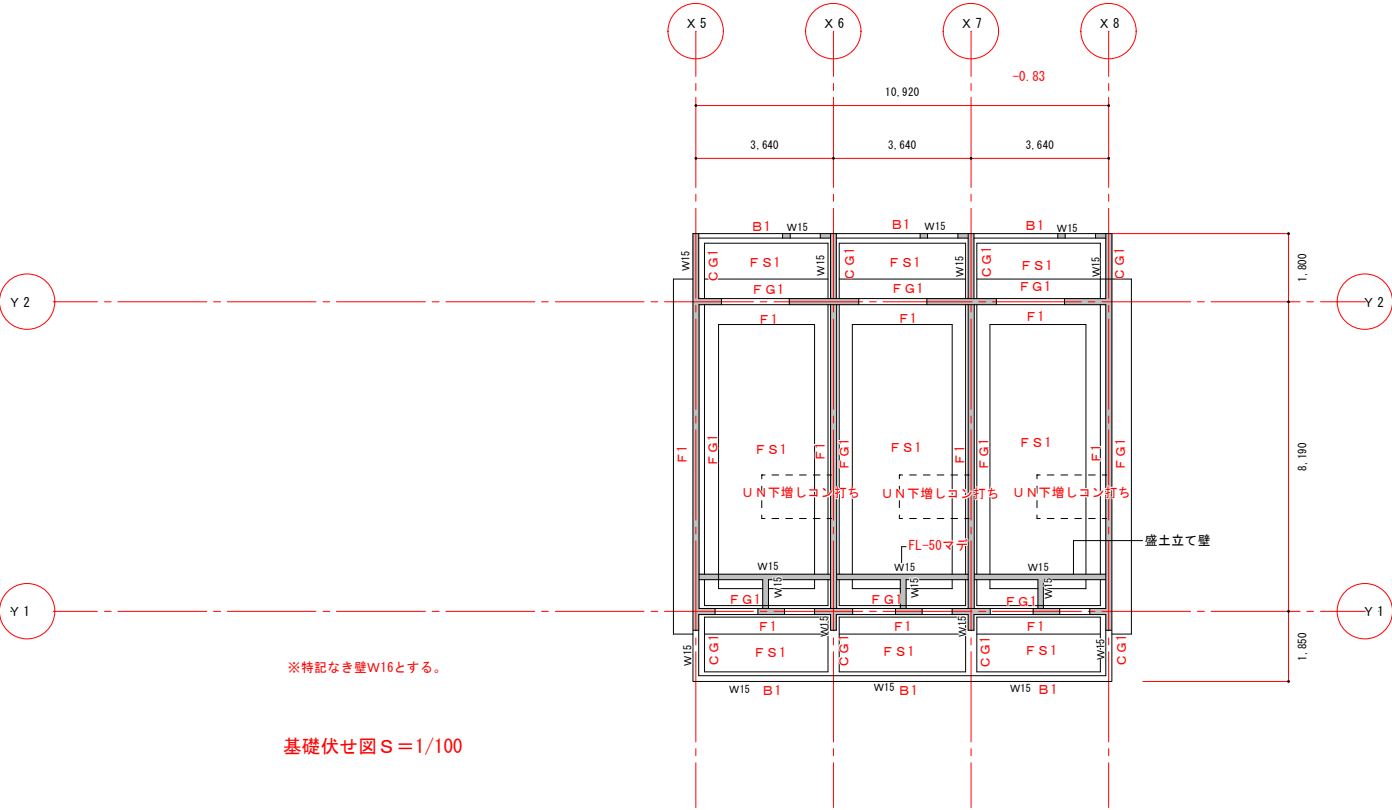
(2) 地中梁



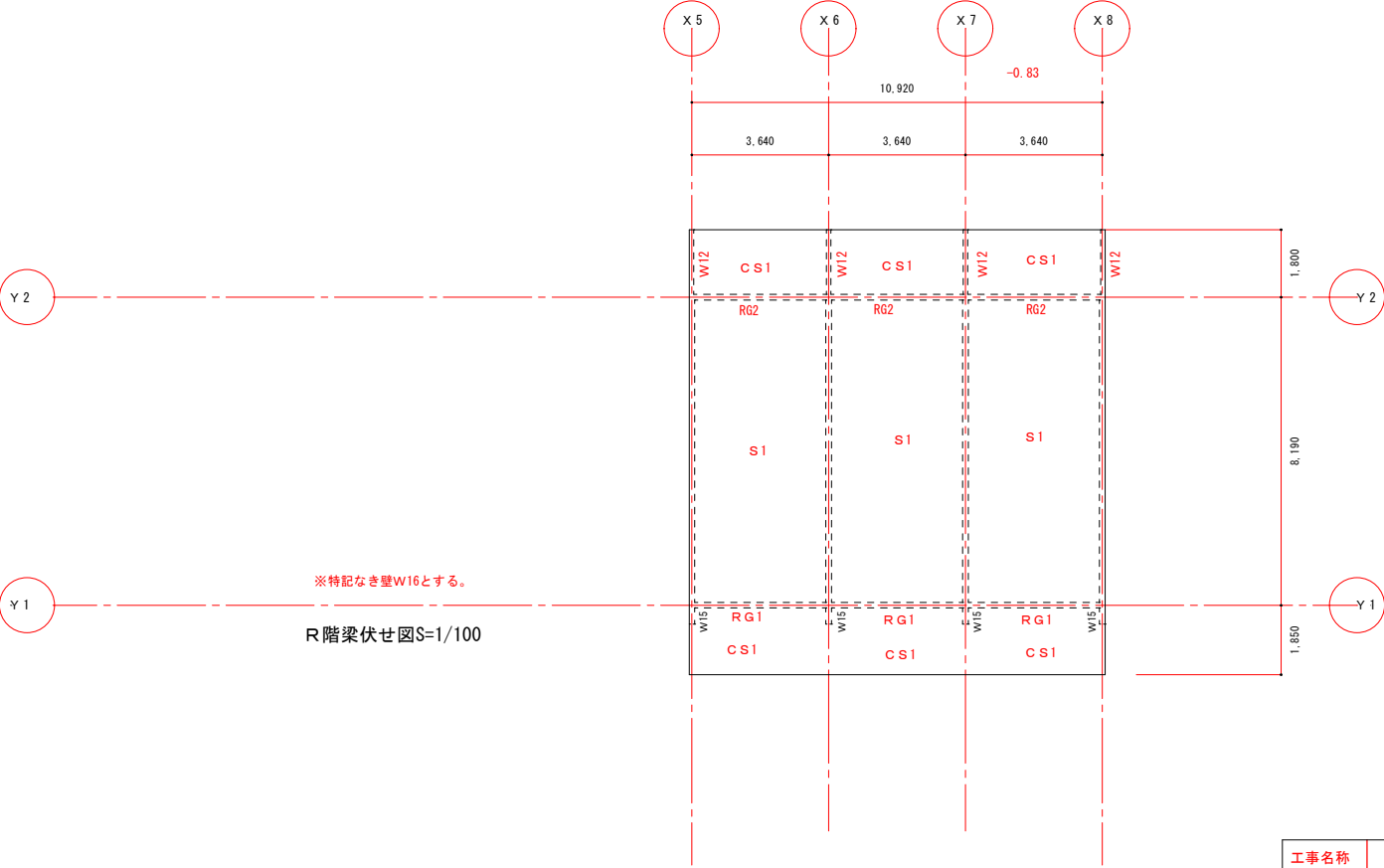
(3) 床版、壁



工事名称	伊是名村定住促進住宅建設工事 (内花区)	工事年度	令和 2 年度
工事場所	伊是名村内花地内	図面名称	鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (2)
発注機関	伊是名村	図面番号	SP-3
適用	管理建築士 設計 製図	設計者	有限会社 大友設計
検印		資格者氏名	1級建築士第184341号 大城 保広
		登録番号	第189-1851号
		所在地	沖縄県浦添市内間1-7-2

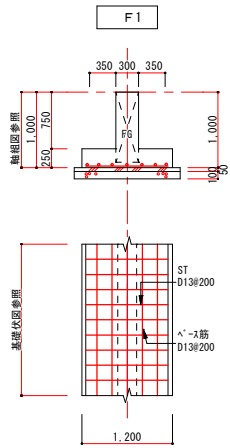


基礎伏せ図 S=1/100



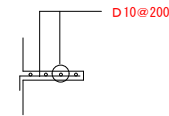
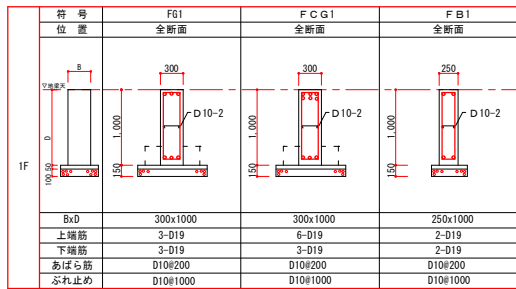
R階梁伏せ図 S=1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事			工事年度	令和元年度	
工事場所	伊是名仲田地内			図面名称	基礎・R階梁伏せ図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:100 A-3 S=1:200	
適 用				図面番号	S - 1	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				計 資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				者 登録番号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	



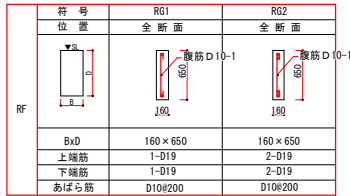
※ 地耐力80KN/m2以上確保する。
載荷試験1ヶ所確認

地中梁リスト S=1/50



室外機置場配筋

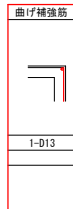
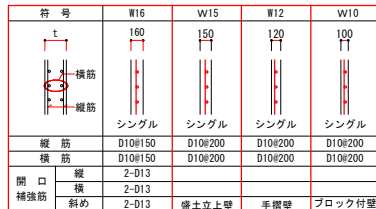
大梁リスト 1/50



床リスト NO SCALE

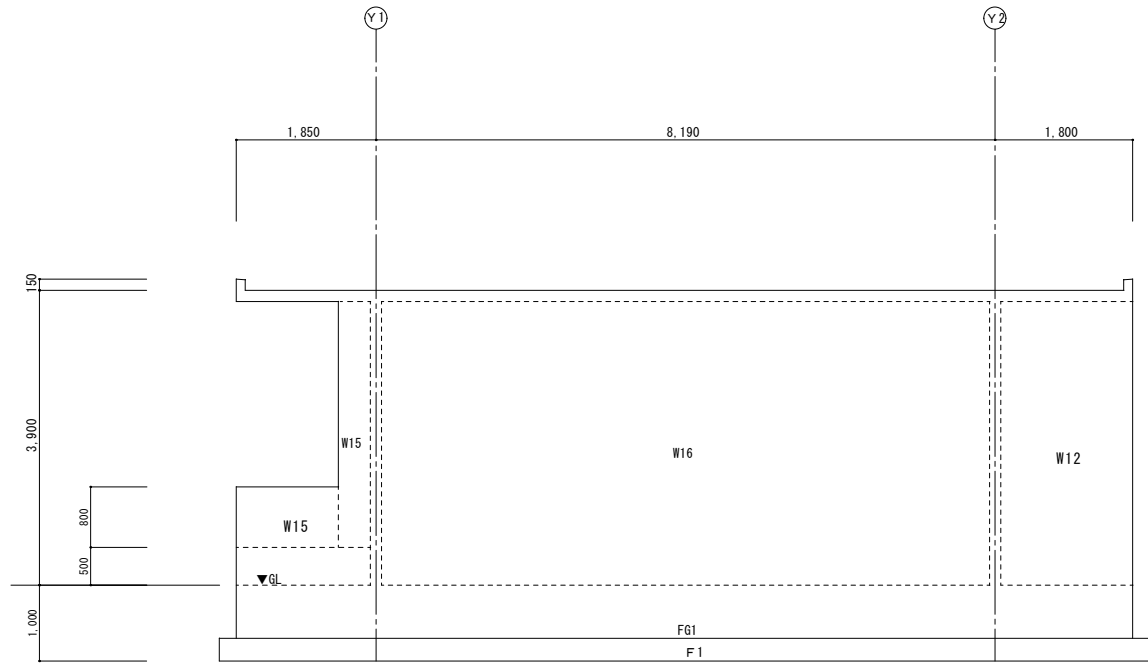
符号	スラブ厚	位置	短辺方向			長辺方向		
S1	170	上端筋	D13#200	←	←	D13#200	←	←
		下端筋	D13#200	←	←	D13#200	←	←
CS1	200	上端筋	D13#200	←	←	D10#200	←	←
		下端筋	D10#200	←	←	D10#200	←	←
FS1	100	下端筋	D10#200	←	←	D10#200	←	←

壁リスト S=1/50

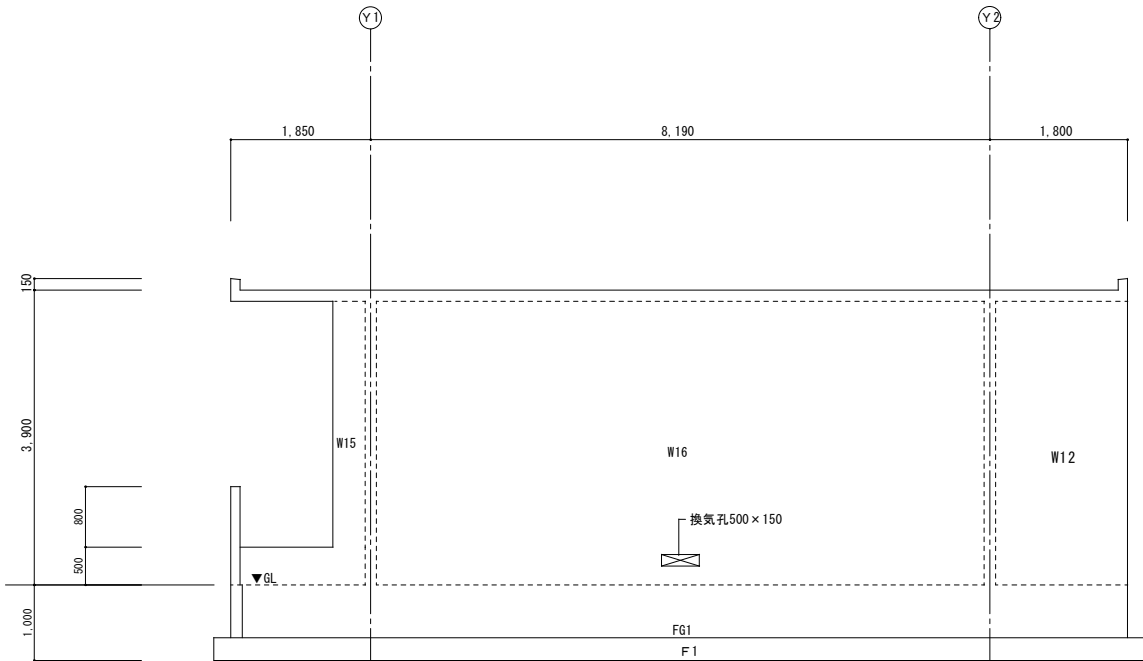


共通事項
1) コンクリート強度 基礎: $f_c=21N/mm^2$ ($f_{ck}=21N/mm^2$)
地中梁・上部躯体: $f_c=21N/mm^2$ ($f_{ck}=21N/mm^2$)
2) 鉄筋 : D10~D16 S0295
 : D19 S D345

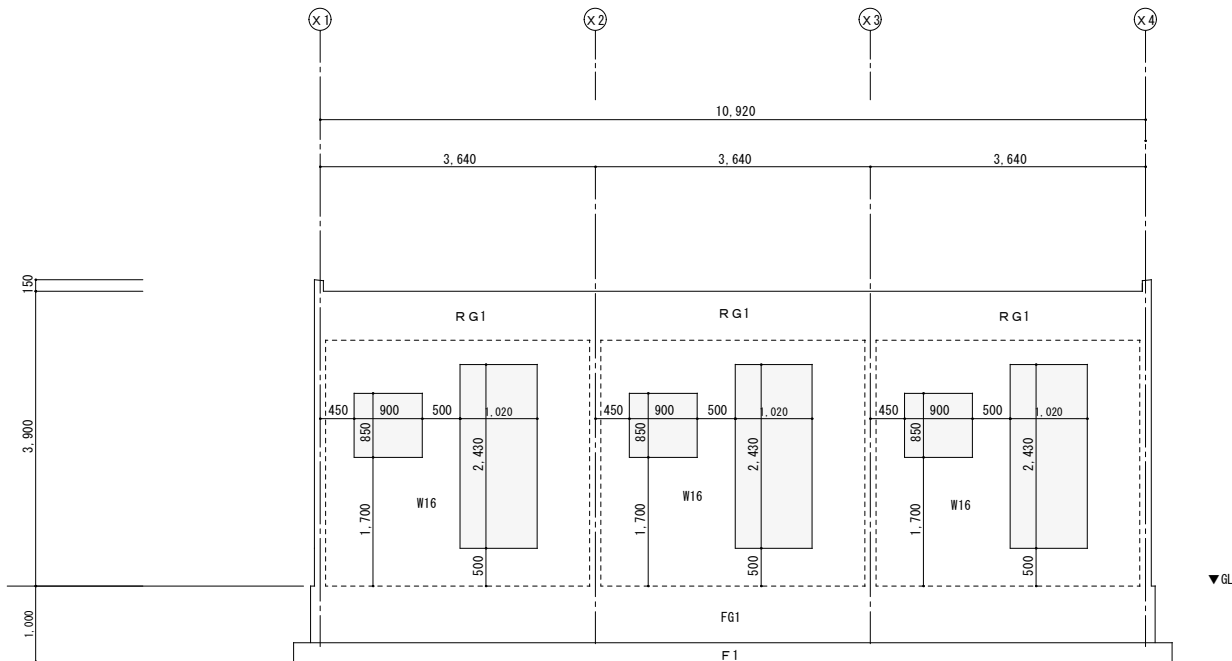
工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事			工事年度	令和元年度	
工事場所	伊是名仲田地内			図面名称	梁・壁リスト	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
適 用				図面番号	S - 2	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				計 資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				者 登録番号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	



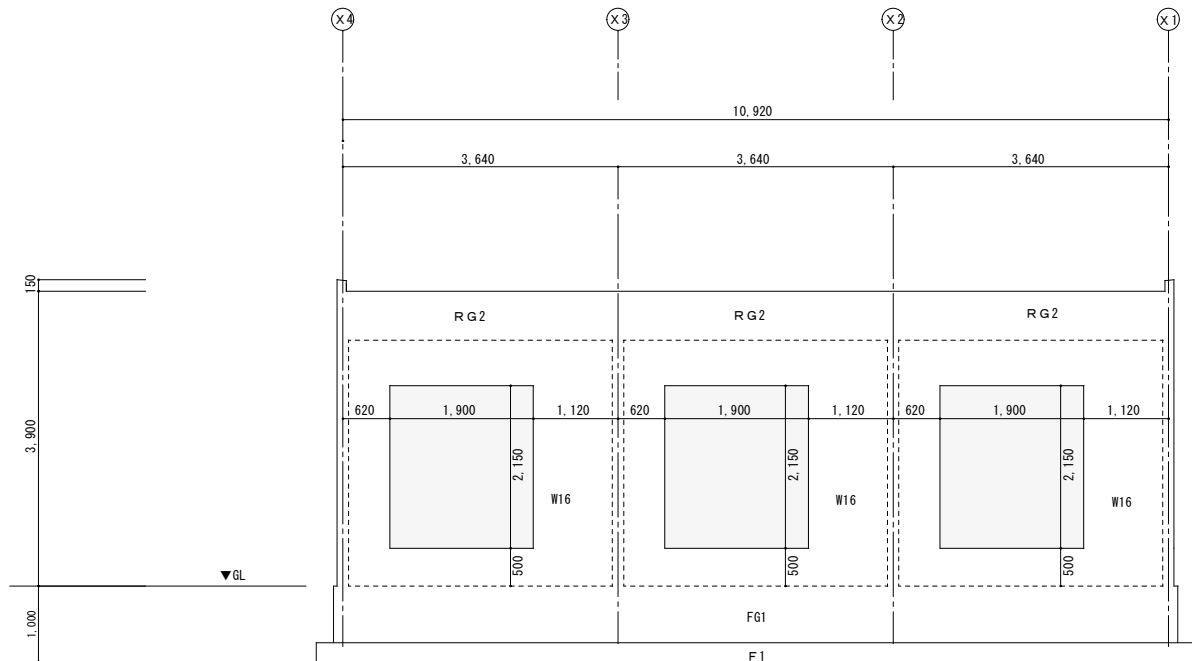
X 1. X 4通り軸組図 S=1/100



X 2. X 3通り軸組図 S=1/100



Y 1通り軸組図 S=1/100



Y 2通り軸組図 S=1/100

工事名称	伊是名村定住促進住宅 建設工事（内花区）			工事年度	令和2年度	
工事場所	伊是名内花地内			図面名称	軸組図	
発注機関	伊是名村			縮 尺	A-1 S=1:50 A-3 S=1:100	
適 用				図面番号	S - 3	
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 名 称	(有) 大友設計	
				計 資格者氏名	1級建築士 第184341号 大城保広	
				者 登 録 番 号	189-1851号	
				所 在 地	沖縄県浦添市内間1-7-2	